

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 募集要項に関する質問への回答書

No	見出し符号				項目名	内容	回答	
	頁	章	節	項				
1	2	2	5		選定方式	「公募型プロポーザル方式」と記載されていますが、業務の調達ではない本件は、地方自治法234条、公共工事の品質確保の促進に関する法律第14条及び国土交通省「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」に基づくと、「競争参加者の設定方法としての一般競争入札で、落札者の選定の基準に関する方式としての総合評価落札方式」との位置づけにあたるものと理解して宜しいでしょうか。	地方自治法に則り本市で定めた選定方式です。応募者の提案内容の評価により優先交渉権者を決定し、契約交渉を経て本事業の契約を締結します。	
2	3	2	6		表1 若木浄水場の整備対象施設 No.9 場内整備 異物混入防止策について	「フェンスの更新＝異物混入防止策の実施」との理解で宜しいでしょうか。それとも、フェンスを更新した上で、例えば覆蓋等の対策を実施する必要があるということでしょうか。	フェンスの更新は異物混入防止策となります。「異物混入」は場外からの投げ入れを想定していますので、これを防止するための高尺フェンスへ更新すれば、別途覆蓋等の「異物混入」の対策は必ずしも必要ではありません。ただし、同じ表1のNo.2にあるように異物混入防止とは別に沈殿池には遮光措置（遮光ネット等）は必要となります。	
3	5	2	7	1)	設計建設業務	生活環境調査の実施について、汚泥脱水施設のみ対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
4	5	2	7	1)	設計建設業務	周辺環境調査の内容についてご教示ください。	騒音、振動、臭気などを想定しています。	
5	5	2	7	1)	埋設物調査	閲覧資料にて開示戴いた既設図面等が、現在貴市が把握されている埋設物箇所という理解で宜しいでしょうか。また、貴市が把握されている埋設物で、位置が把握できないものの有無及び内容をご教示ください。	図面に記載のない埋設物については把握しておりません。ただし、第二次拡張事業において記載されている図面もあるため、追加閲覧資料として提示します。閲覧方法については市のHPをご確認ください。	
6	6	2	7	4)	事業期間終了時の対応	「事業期間終了後の事業者の責任」とありますが、維持管理JV構成員の責任を指すご趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	事業期間終了時に要求水準書で提示した性能を満たしていない、又は著しい損傷がない状態で引継ぎされていない場合は、基本契約書第12条にある通り、設計建設JVと維持管理JVで「連帯してこれを負担する」ものとなります。	
7	6	2	8		ア) 設計建設期間	若木浄水場の着工可能時期をご教示ください。	令和4年度に若木浄水場中央監視修繕を予定していますが、中央監視以外の部分から着手可能と考えておりますので着手時期の指定はなく、事業者提案とします。	
8	6	2	2.8		ア) 設計建設期間	令和12年3月31日までとなっておりますが、早期に終了しても問題は有りませんでしょうか。	問題ありません。	
9	6	2	8		現行の委託業者について	現行の維持管理業務について、委託先企業名、委託方式、委託期間、具体的な業務内容及び業務範囲をご教示ください。	委託先企業名は西原・ヴェオリア・ジェネッツ・日本環境クリアー特定業務委託共同企業体となります。現行の包括委託の仕様書は追加閲覧資料として提示します。閲覧方法については市のHPをご確認ください。	
10	7	2	11	1)	本市による事業の実施状況のモニタリング	貴市によるモニタリング方法につき、貴市が定めるものとされていますが、事業者に過度な負担が発生する場合や、事業者の業務が要求水準書、技術提案書及び各契約に適合することを確認するために必要な範囲を超えている場合等については、モニタリング方法について協議していただくと理解して相違ありませんでしょうか。	左記のご理解の通りです。	
11	7	2	11	3)	モニタリング費用の負担について	「本市が実施するモニタリングに係る費用は本市が負担・・・」と記載がありますが、貴市のモニタリングのために必要とする資料等の準備に係る費用は事業者側が負担するという理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。	
12	9	3	1		募集等のスケジュール（実施項目）について	令和3年8月5日の現地見学会に参加させて頂きましたが、非常に短時間での見学でしたので、提案を実施するにあたり十分な確認ができておりません。提案書類提出までのできる限り早い段階で希望者に対して個別の現地調査の機会をご計画頂けないでしょうか。	個別見学については市のHPをご確認ください。	
13	9	3	1	-	-	現地見学会について	本事業への応募検討をさらに進めるにあたり、今後現地を確認できる個別見学会を実施頂けないでしょうか。	No.12を参照。
14	9	3	1		募集等のスケジュールについて	令和3年8月5日（木）の現地見学会以降で提案書類提出までの間で複数回個別の現地見学会をご計画願います。	No.12を参照。	
15	10	3	2	1)	イ)	④参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書について	グループとして公募条件は満たしつつ、参加申請時に提示した業務内容が変更されてもよろしいでしょうか。 例として、機械設備企業として参加申請し、提案時には維持管理業務も追加して担う。または機械設備企業並びに維持管理企業として参加申請するが、提案時は機械設備企業としてだけ参加する（維持管理は担わない）。	参加申請時に提示した業務内容の変更は不可とします。
16	10	3	2	1)	イ)	④参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書について	実施方針書の質問回答にて、『維持管理JVの構成企業は、維持管理企業を含む2社以上』とのことですが、参加申請、提案書の各審査段階で2社以上を満たしていれば、参加申請時から企業数が増減しても認められるという理解でよろしいでしょうか。	参加申請時から企業数の増減は不可とします。

17	11	3	2	2)		事業スキームについて	事業スキームについて記載がございますが、設計建設JV、維持管理JVは乙型JVとしても問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	問題はありませんが、ただし各JV間で連携して1つのJVのように一体となって業務を遂行することを求めます。
18	12	3	3	1)		現地見学会について	令和3年8月5日(木)午後1時30分～午後5時30分の日程で、複数の浄水場等を1企業2名までの制限の中での見学となるため、十分に現地調査する時間がありません。特定の施設を追加で現地見学する機会を設けていただけませんか。	No.12を参照。
19	15	3	4	4)		著作権	貴市が必要と認めるときは、事業提案を無償で使用できるものとされていますが、想定されている「使用」の内容をご教示ください。	HPや市長・議員説明での一部公表、公的機関からの調査や開示請求等での使用を想定しています。
20	15	3	4	4)		著作権	事業者へ決定した者以外の応募者提案につき、本事業の公表においては使用され得る旨の記載がありますが、具体的にどのような使用を想定されているのかご教示ください。 また、かかる使用について、応募者提案の公開を伴う場合は、情報公開の場合と同様、事前に作成者である応募者に確認の上、承諾のある範囲に限って公開される、と理解して相違ありませんでしょうか。	事業者へ決定した者以外の応募者の提案については、提案書の承諾を受けた上で公開することとします。
21	15	3	3	7)		プレゼンテーションについて	プレゼンテーションの発表者及び出席者は、構成企業の従業員であれば、資格や役職等の制約はないとの理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
22	16	3	4	11)	イ)	共同企業体の構成企業名称について	共同企業体名について、「すべての構成企業を簡潔に示すこと。」と記載がありますが、企業名称については正式名称ではなく略称を用いても良いという理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りですが、略称を用いる場合は企業名が分かるように留意願います。
23	18	4	2		イ)	設計企業に必要な資格要件	令和3・4年度の小山市建設工事等入札参加有資格者名簿への登録は、「土木関係建設コンサルタント」、「建築関係建設コンサルタント」のいずれかを満足すればよいでしょうか。また、土木と建築の2つの登録が必要な場合、複数の企業(土木登録企業と建築登録企業)の組合せで要件を満たすことは可能でしょうか。	いずれかを満足すればよいものとします。
24	18	4	2		エ)	設計企業に必要な資格要件	国内において、～(略)～浄水場(公称能力10,000m <sup>3</sup> /日以上、水源が表流水orダム、急速ろ過方式)の実施設計の履行実績は、浄水場の着水井、混和池、フロック形成池、薬品沈殿池、急速ろ過池、浄水池等の施設(若しくは設備)、薬品注入設備、消毒設備、電気・計装設備、中央監視設備のいずれかを対象とした履行実績であればよいでしょうか。また、必ず履行実績として含まなければならない施設等があれば、ご教示ください。	沈殿池、急速ろ過池を含む実施設計の履行実績となります。ただし、沈殿池と急速ろ過池の実施設計の履行実績は同一業務である必要はないものとします。
25	18	4	2		エ)	設計企業に必要な資格要件	国内において、～(略)～浄水場(公称能力10,000m <sup>3</sup> /日以上、水源が表流水orダム、急速ろ過方式)の実施設計の履行実績は、浄水場内の施設(若しくは設備)に関する土木設計、建築設計、機械設計、電気設計のいずれかであればよいでしょうか。また、必ず履行実績として含まなければならない工種等があれば、ご教示ください。	沈殿池、急速ろ過池の土木設計と機械設計を含むものとします。ただし、土木設計は耐震補強も実績として認めます。
26	18	4	2		エ)	設計企業に必要な資格条件について	実施設計の履行実績があることとありますが、処理施設の範囲や設計工種は問われない(例えば、公称能力10,000m <sup>3</sup> /日以上水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式の浄水場における、脱塩設備の建築施設のみの実施設計の履行実績でも資格要件を満たす)との理解で宜しいでしょうか。	No.24、25を参照。
27	19	4	3	ウ)		土木一式工事、建築一式工事の配置技術者について	「土木一式工事、建築一式工事の主任技術者又は監理技術者は兼任することができる。」と記載がありますが、現場代理人も同様に兼任できると考えて宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
28	19	4	5	ウ)		機械設備企業が電気設備企業を兼ねる場合の配置技術者について	「機械設備企業が電気設備企業を兼ねる場合、機械器具設置工事及び電気工事の主任技術者及び監理技術者は兼任することができる。」と記載がありますが、現場代理人も同様に兼任できると考えて宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
29	20	4	4		エ)	配置技術者について	機械設備企業の配置技術者について、機械器具設置又は水道施設工事の資格を持つ技術者で問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。

30	20	4	4	カ)	機械設備企業に必要な資格要件	浄水場(公称能力10,000m <sup>3</sup> /日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式)の機械器具設置工事の完成実績があることとありますが、浄水場の全面整備ではなく一部の施設の機械器具設置工事の完成実績でも要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	沈殿池、急速ろ過池の新設又は更新を含む工事実績とします。ただし、沈殿池と急速ろ過池の工事実績は同一工事である必要はないものとします。なお、更新の場合は部分更新も含まれますが、主要機器以外の一部更新等、軽微なものを含まないものとします。
31	21	4	6	イ)	維持管理企業の実績について	イ)に記載の参加要件は、過去又は現在において実績があればよく、例えば10年以上前の実績でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	左記のご理解の通りです。
32	22	4	7	エ)	地元企業が構成員となる場合の配置技術者の要件	「国家資格等を有する・・・」と記載がありますが具体的にどのような資格や実績があれば配置可能でしょうか。 また、地元企業が同業種内でJV比率が低い構成員として参加する場合も同じ条件が適用されるのでしょうか。	各工種に対して建設業法上、必要な資格となります。JV比率が低い構成員に対しても同様となります。
33	24	5	1		参加表明書委任状	建設工事、物品役務の委任先が別々の場合は、どちらの委任先を記載すれば宜しいでしょうか。	委任状の委任先は応募グループの代表企業に対して行うため、設計建設工事、維持管理で別々の委任先にはなりません。
34	24	5	1		応募資格審査書類【添付資料】について	構成企業が地元企業の場合は、完成実績を確認できる書類に変えて、経審とランクを証明する書類は必要でしょうか。その他、添付が必要な資料をご教示ください。	地元企業は市が認定する合計評点を満たす必要がありますが、こちらは市で確認するため提出は不要です。また実績を求められる工種において、実績を満たすものが地元企業の場合は地元企業から実績提出が必要ですが、地元企業以外で実績を満たすものとする場合は地元企業は実績を提出する必要ありません。
35	24	5	1		応募資格書類【添付資料】について	構成企業について一業種に複数社で構成する場合は、全社分必要との理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
36	24	5	1		応募資格審査書類について	【添付資料】として、土木建築企業が、土木一式工事及び建築一式工事について特定建設業の許可を受けていることを証明する書類の写しも必要ではないでしょうか。	左記のご理解の通りです。提出書類に追加します。
37	24	5	1		応募資格書類【添付資料】について	土木建築企業の記載がありませんが、他の業種と同様に資格要件を確認する資料が必要と理解して宜しいでしょうか。	No. 36を参照。
38	24	5	1		応募資格審査書類について	「維持管理企業において、(中略)契約書及び仕様書等の写し」とお示しされていますが、写しは契約書の表紙など契約締結が分かる部分、浄水場の規模と水源及び浄水方式が分かる部分、運転監視業務に関する記載がある部分でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
39	28	6	4		提案書類の確認について	「応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではないが、・・・」とありますが、「この限りではないが」とは、どういうことでしょうか。ご教示ください。	提案内容と添付資料の計算書が異なっている場合等を想定しており、その場合は追加提出を求めます。
40	28	6	4		提案書類の確認について	「・・・、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある」とありますが、【技術評価に反映する】とは、 ・追加提出した提案書類も【技術評価の対象にしていただけ】ということでしょうか。それとも、 ・追加提出を求められた場合は、失格にはならないが、【技術評価で減点される(減点対象となる)】ということでしょうか。ご教示ください。	不備があり、内容に判断できないものは技術評価の対象となりませんが、追加提出によって判断ができるようになれば技術評価の対象になるということです。追加提出を求めることが減点となるわけではありません。
41	28	6	2	⑤	事業者選定において重視するポイントについて	料金関係業務の連携について、応募する時点で既存企業と競合する場合、連携に関し具体的な提案(例えば連携について相互連携確約書を得るなど)が既存外の応募者によっては劣後する可能性が有ります。公平な競争の観点から、料金関係業務との連携については、要求水準書54頁上段にお示しされた業務上の連携が主であり、それに対する応募者が考える具体的な考え方や取り組み(競合していた場合に提案時点で相手先の確約が得ることは現実的に難しいため)が評価されるとの認識でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
42	32	8	2	1)	事業契約の締結	基本協定締結後に予定されている「市所定の手続き」の内容をご教示ください。	優先交渉権を対象に入札を行い、契約金額を決定します。
43	33	9	3		費用の支払方法	設計・工事等に要する費用の支払方法は明記されているものの、維持管理については記載がありません。ご教示頂けますと幸いです。	維持管理業務委託契約書(案)第34条 委託料の支払を参照ください。

44	34	9	6		参考：請負代金額の変更方法	賃金水準又は物価水準の変動により請負代金を変更する場合の変更額につき、左記【参考：請負代金額の変更方法】では「工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額」と、設計建設業務請負契約書（案）第38条第2項では「変動前残工事代金額…と変動後残工事代金額…との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額」とありますが、設計建設業務請負契約書（案）第1条第1項にあるとおり、同契約書（案）第38条第2項の規定が優先するものと理解して相違ありませんでしょうか。	設計建設業務請負契約書（案）を修正します。
45	34	9	6		物価変動による工事費の変更	”工事費”の変更との記載がありますが、維持管理費も含むという理解で宜しいでしょうか。	維持管理の委託料の変更については、維持管理業務委託契約書（案）第36条 物価の変動等に基づく委託料の変更を参照ください。
46	34	9	6	ア)	物価変動による工事費の変更	国内における賃金水準や物価水準と記載がありますが、使用する指数については、広く認知されているような指数でしょうか？ご指定頂けるのか、提案者側から提示させて頂けるのか明記して頂けますと幸いです。	事業者提案に基づき協議により決定します。
47	34	9	6	ウ)	物価変動による工事費の変更	物価指数等に基づきとの記載がありますが、具体的な指数はどのようなものになりますか。	事業者提案に基づき協議により決定します。
48	34	9	6	カ)	物価変動による工事費の変更	急激なインフレーション又はデフレーションの記載がありますが、前項までの内容を鑑みるに、1,000分の15を超える変動があった場合は、工事費の変更を請求する事ができる、と考えていて宜しいでしょうか？	左記のご理解の通りです。
49					閲覧資料	閲覧資料内に『既設脱水機の運転データ（ろ過速度、運転時間、ケーキ含水率）』が含まれておりません。入札の公平性・透明性を担保するためにご開示のほどお願い致します。	追加閲覧資料として提示します。閲覧方法については市のHPをご確認ください。
50					閲覧資料	閲覧資料内に『既設脱水機の容量計算書』が含まれておりません。入札の公平性・透明性を担保するためにご開示のほどお願い致します。	No. 49を参照。
51					閲覧資料	閲覧資料内に『既設脱水機の配置配管図』が含まれておりません。入札の公平性・透明性を担保するためにご開示のほどお願い致します。	No. 49を参照。

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準書に関する質問への回答書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	1					【別紙1】第三者委託の範囲第22条の3（第24条の3第6項）水道施設台帳	水道施設台帳は、貴市提供の台帳資料について、入力・管理するという理解でよろしいでしょうか。	想定している業務は左記のご理解の通りですが、台帳システムについて更新等の事業者提案を妨げるものではありません。
2	2	1	4	1)	ア)	工事監理業務について	実施方針P30の表16で工事監理・工事管理においては、“受注者が実施する工事監理に関するもの”、“工事の現場管理に関するもの”とありますが、要求水準書では工事現場管理業務しか見受けられません。工事監理業務については、実施体制など事業者側の提案ということになりますか？それとも工事監理業務は除外ということでしょうか？	建築工事については、工事監理者を配置して建築基準法に基づき工事監理を行って下さい。
3	3	1	4	2)		維持管理の対象施設について	管路施設（埋設管路及び付属設備）は、維持管理業務の対象外との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	左記のご理解の通りですが、管路施設の定義は浄水場外の配水本管となり、導水管付帯設備、及び東島田からの導水管を通す姿川下の管渠並びに浄水場内の埋設配管は維持管理対象内となります。
4	6	1	4	3)	エ)	(1)の工事区域について	仮設設備の設置や資材置き場に鶴島浄水場及び羽川西浄水場内の敷地も有効活用することも提案事項としてよろしいでしょうか。	敷地の有効活用については事業者提案とします。
5	6	1	4	3)	ウ)	整備にかかる前提条件について	3. 取水量について、若木浄水場と羽川西浄水場の表流水比率は事業者の提案となっていますが、各浄水場の表流水利権の限界はどのようになっていますか？また、この水利権水量以内での比率提案ということでしょうか？	水利権は実施方針書を参照。事業者提案の内容については左記のご理解の通りです。
6	6	1	4	3)	ウ)	羽川西浄水場の施設能力について	表9 整備に係る前提条件で、「羽川西浄水場の施設能力増強を実施する」とありますが、p4の表4では公称能力、整備後施設能力とも36,000m <sup>3</sup> /日と同じ水量（施設能力）となっています。本事業における羽川西浄水場の「施設能力増強」とはどのような内容のことでしょうか。	浄水処理能力は整備後施設能力をすでに保有しており、本事業では取水及び配水について浄水処理能力に合わせて増強となります。
7	8	1	4	3)	カ)	維持管理業務の対象施設	深井戸10号の将来整備予定は本契約期間内で、整備後は対象施設に含めるとして理解してよろしいでしょうか。	本事業期間内で深井戸10号の整備予定はありません。
8	10	1	5	2)		若木浄水場の原水水質の引渡し条件について	原水実績よりも高く設定されている項目が多数ございます。特に、ジェオスミン、2-MIBは上流側で高い値を計測していることから高い値が設定されていますが、ジェオスミンが最大実績113ng/Lに対し引渡し条件が200ng/Lですが2-MIBは最大実績6ng/Lに対し引渡し条件が200ng/Lと非常に高くなっております。2-MIBの引渡し条件をジェオスミン同様に最大実績の2倍程度高い値に設定して頂けませんでしょうか。	カビ臭は上流側で高い値を示していることから、将来的に更なる悪化を懸念しており、引き渡し条件の設定となっておりますので、原案の通りとします。
9	10	1	5	2)		若木浄水場の原水水質の引渡し条件について	ジェオスミンが最大実績113ng/Lに対し引渡し条件が200ng/Lですが2-MIBは最大実績6ng/Lに対し引渡し条件が200ng/Lと非常に高くなっております。既設の粉末活性炭設備は、本事業の原水水質の引渡し条件においても目標水質を満たすことができる設備であるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 8の回答のとおり、将来的な水質悪化の懸念から、既設活性炭設備よりも強化したいとの意図から、原水引き渡し条件を決定しています。
10	10	1	5	2)		若木浄水場の原水水質の引渡し条件について	色度の最大実績が7.5度に対し引渡し条件が150度となっております。他の項目と同様に、引渡し条件を最大実績の2倍程度に設定して頂けませんでしょうか。	色度は常時測定していないことから、実際には7.5度よりも高くなるのが想定されます（7.5度は定期水質検査結果の最大値です）。濁度が500度を計測していることから、これより、色度の最大値を150度と想定して、原水引き渡し条件を設定していますので、原案の通りとします。
11	13	1	5	3)	イ)	表16 浄水の水質条件（若木浄水場）について	亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物は要求水準書に記載の浄水処理フローでは除去できませんが、引渡し条件よりも浄水水質条件が低くなっております。原水水質引渡し条件を浄水の水質条件と同じ値として頂けませんでしょうか。	原水引き渡し条件及び浄水水質条件を修正します。
12	14	1	5	3)	イ)	表17 浄水の水質条件（鶴島浄水場）について	若木浄水場以外は原水の引渡し条件がございません。またp5,表6「鶴島浄水場の整備対象」に水質に大きな影響を及ぼすものがないことから、事業期間終了後に浄水の水質条件を満たさないことが生じても、整備の不備を問われないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りですが、整備対象以外の事業者提案による整備を妨げるものではありません。
13	15	1	5	3)	イ)	表18 浄水の水質条件（羽川西浄水場）について	若木浄水場以外は原水の引渡し条件がございません。またp5,表6「羽川西浄水場の整備対象」、p33,イ)薬品注入設備を拝見したところ、水質に大きな影響を及ぼす提案を本事業では行わないことから、事業期間終了後に浄水の水質条件を満たさないことが生じても、整備の不備を問われないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	16	1	5	3)	ウ)	排水の要求水質について	既設の排水の測定項目として別紙5に羽川西浄水場の項目が示されていますが、これ以外に連続測定を行っている項目がありますでしょうか。	連続測定は実施していません。

15	16	1	5	3)	ウ)	排水の要求水質について	整備対象の3浄水場全てが特定施設に該当するという理解で宜しいでしょうか。	若木浄水場及び羽川西浄水場の特定施設に係わる申請書類を追加閲覧資料として提示しますのでご確認ください。なお、鶴島浄水場は特定施設に該当していません。
16	16	1	5	3)	ウ)	排水の要求水質について	3浄水場全てが特性施設に該当するという事は、クロードシステムではない(排水池の水を着水井に返送しない)という理解で宜しいでしょうか。また、排水可能な条件(m3/h、又はm3/日)をご教示ください。	若木浄水場及び羽川西浄水場の特定施設に係わる申請書類を追加閲覧資料として提示しますのでご確認ください。なお、鶴島浄水場は特定施設に該当していません。
17	16	1	5	3)	エ)	耐震性能	「本事業で整備(耐震補強を含む)する土木・建築構造物及び機械・電気設備は、それぞれ表19及び表20に示す耐震性能を有するものとする。」とありますが、今回の整備対象となる既設の土木・建築構造物及び機械・電気設備は、耐震診断が完了しており、本契約の調印時点でそれぞれ表19及び表20に示す耐震性能を有していると理解してよろしいでしょうか。	若木浄水場の既設浄水施設(沈砂池、沈殿池、急流ろ過池)は、耐震補強を実施して表19の耐震性能を有するものとしてください。その他本事業で整備する土木・建築構造物及び機械・電気設備は、表19及び表20に示す耐震性能を有するよう設計して下さい。
18	16	1	5	3)	エ)	耐震性能	「閲覧資料を設計図書として利用する場合は、事業者にて設備荷重・配置などの設計条件を十分に確認・検証すること。」に関して、事業者にて設備荷重・配置などの設計条件を確認・検証するために、過去に貴市にて行われた既存建築物の耐震診断の検討資料等のご開示のほどお願い致します。	設計図書として利用可能な資料は、土木施設の耐震補強工事に関する設計資料です。閲覧資料_2.耐震補強関連の資料を参照ください。
19	16	1	5	3)	エ)	耐震性能	「荷重条件などの見直しが必要な場合は、事業者にて整備後の条件で耐震性能の照査を行い、対象施設の耐震補強設計・工事を実施すること。」とありますが、更新対象機器の荷重が既設の荷重と変わらないかそれを越えない場合には、耐震性能の調査が不要であることに加えて、既設建築構造体及び建築設備が現在の耐震基準を満たしているか否かの確認及び耐震性確保についても事業者の責任では無く、耐震性能不足が判明した場合には設計変更の対象であるとの理解でよろしいでしょうか。	該当箇所は、土木施設の耐震補強に関する記述となります。
20	16	1	5	3)	エ)	耐震性能について	既存施設を対象として動的非線形解析を適用した設計資料は閲覧資料として提示する。これを設計図書として利用する場合は、事業者にて設備荷重・配置などの設計条件を十分に確認・検証すること。とは、設備荷重がこの設計資料より小さく、また配置も問題なければ、事業者側で耐震性能の照査は必要ないということでしょうか?	ご理解の通りです。ただし、事業者の責任で設計図書として利用して下さい。
21	16	1	5	3)	エ)	耐震性能について	また、荷重条件などの見直しが必要な場合は、事業者にて整備後の条件で耐震性能の照査を行い、対象施設の耐震補強設計・工事を実施すること。については、2009年版の水道施設耐震工法指針・解説の改定が行われている最中であり、事業開始時の最新版の指針で設計することになりますか?この場合、新指針に整合が取れていれば、静的解析で耐震性能の照査を行ってもよいでしょうか?	指針及び各種基準等は最新版を適用するものとして、契約時点の指針からの改定内容が事業費に大きく影響を及ぼす場合は協議とします。なお、解析手法は指針に準拠した上でご提案下さい。
22	16	1	5	3)	エ)	耐震性能について	既存施設を対象とした耐震診断報告書(閲覧資料)を確認しましたが、基礎杭について、耐震性能がNGとなった箇所がありました。杭補強は実施しない方針としています。本事業においても、基礎杭の補強は実施しないことでもよいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
23	16	1	5	3)	カ)	本事業期間終了時における本施設の状態	工事業務の完了から事業期間の終了までの期間が長期間であることから、事業期間終了時までの期間及び当該終了時から1年間において設計・建設JVの構成員が責任を追い続けることは、当該構成員の負担が過大でありコストの増大にもつながり得ると思料いたします。本施設の要求水準未達に関して設計・建設JV構成員が責任を負う期間は、設計建設業務請負契約書(案)第1条1項にあるとおり、同第73条所定の契約不適合責任期間に限定されると理解して相違ありませんでしょうか。	基本契約書第12条 要求水準不充足に関する責任第1項は、整備対象施設が要求水準を満たさない場合の責任存続期間を引渡しから10年と定めるものとなります。本項では要求水準を満たさない原因が整備対象施設の契約不適合にある場合も含まれるので、その場合は、設計建設業務請負契約書第73条 契約不適合責任期間等が適用されることとなります。
24	16	1	1.5	3)	カ)	本事業期間終了時における本施設の状態	原状復帰の責務は、経年劣化や、予見不可能な事象による突発故障や、6,800万円/年を超える対象事案で、協議により貴市の対応と定められた事項を除く理解としてよろしいでしょうか。	市の責めに帰すべき事由に起因する場合以外は経年劣化等の要因に関わらず対象責務となります。
25	18	1	6	3)		本市のモニタリングについて	市の実施するモニタリング頻度については、不定期であるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では、2カ月に1回程度で定期的なモニタリングを予定しています。
26	18	1	6	4)		セルフモニタリング	セルフモニタリングにおいて、「貴市に毎月行う報告」の内容については、事業者提案との理解でよろしいでしょうか?	左記のご理解の通りです。
27	19	1	6	3)		本市のモニタリングについて	予定されている貴市のモニタリングの内容と想定されている実施頻度をご教示願います。	内容としては設計建設においては要求水準書及び提案書の履行確認、工程の進捗確認等、維持管理においては要求水準書及び提案書の履行確認、修繕業務等の状況確認等、料金関係業務との連携状況を想定しています。頻度についてはNo.25を参照。
28	19	1	6	5)	ウ)	他事業との調整について	【予定されている事業】との工程調整について、ご提案時には事業者の想定(希望)を工程表に記載させていただき、契約後にその工程実現に向けた協議をさせていただけるという理解でよろしいでしょうか。	予定されている事業との工程調整については、契約後に事業者提案を基に市と協議とします。

29	20	1	7	2)		指針及び各種基準等	技術提案書提出の際に適用した指針基準が、契約後に改定になったことで、費用が増加した場合は、設計変更対象となるという理解でよろしいでしょうか？	事業期間中に改正や改訂等があり、本事業に影響を与えることが明らかとなった場合は、本市と協議のうえ、その扱いを定めます。
30	20	1	7	2)		指針及び各種基準等	(ア)～(コ)について最新版を適用すると思いますが、これら適用すべき版の発行年度をご教示ください。	指針及び各種基準等は最新版を適用するものとして、契約時点の指針からの改定内容が事業費に大きく影響を及ぼす場合は協議とします。
31	20	1	7	2)		指針及び各種基準等	技術提案書の作成には、多くの時間を費やすために、指針等が仮に入札公告後に改定になった場合でも、事実上契約時点での最新版を適用することは、不可能です。そのため、指針等の改定に伴い、入札公告後に提案内容の変更があり、費用が増加した場合は、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	指針及び各種基準等は最新版を適用するものとして、契約時点の指針からの改定内容が事業費に大きく影響を及ぼす場合は協議とします。なお、公告以後の改定についても同様に協議とします。
32	20	1	1.7	2)		指針及び各種基準等	契約時点における最新版の指針基準として、(ア)～(コ)の各最新年度を明示していただけないでしょうか。	No. 30を参照。
33	21	1	7	2)		(ケ)の公共施設劣化調査マニュアル(小山市)について	閲覧が可能或いは購入ができるのでしょうか。	追加閲覧資料として提示します。閲覧方法については市のHPをご確認ください
34	21	1	7	3)		仕様書等	「(カ) その他公的機関が発行し、かつ本市が確認した仕様書等」について、適用されるその他の仕様書に関しては事業者提案によるもの理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りですが、適用する際には市の確認が必要となります。
35	22	2	1	2)	ウ)	本業務の実施にあたっての留意事項	現地調査の結果、新たに対応が必要になった場合は、設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	事業費に影響を及ぼす場合は協議とします。
36	22	2	1	2)	オ)	不要設備の処分について	本事業において発生した撤去品の扱いは、すべて提案事項の対象という理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
37	22	2	1	1)		調査業務について	「提案時の調査計画が適切でなかったことによる基礎形式の変更や工事の遅延等については、事業者の責任において対応すること。」とありますが、事業者で行った調査結果が貴市からのご提供資料との相違があり、建設コストに影響を及ぼす場合は、協議とさせていただきますという理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
38	22	2	1	2)	(イ)	調査業務について	「地質調査では、事業者の整備対象施設の配置計画に基づき、主要施設において最低1本以上のボーリング調査を行い、支持層を確認すること。」とありますが、事業者で確認した支持層が貴市からのご提供資料の支持層と相違があり、建設コストに影響を及ぼす場合は、協議とさせていただきますという理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
39	22	2	1	2)	(ウ)	調査業務について	「なお、既存資料は、必ずしも最新状況を反映していないことから、事業者は、現地調査を十分に行うこと。」とありますが、貴市からのご提供資料とは異なる地下埋設物を事業者で確認し、建設コストに影響を及ぼす場合は、協議とさせていただきますという理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
40	22	2	1	2)	(ウ)	地下埋設物調査について	既存資料が必ずしも最新状況を反映していないということから、契約後の現地調査で提案時には想定できなかった地下埋設物等が明らかになり、これらが設計費用や工事費用の増加に繋がる場合には、契約金額等について変更対象としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
41	22	2	1	2)	(エ)	雨水・汚水の排水経路について	「雨水・汚水の排水経路等について、」とありますが雨水・汚水に係る場内配管の図面があれば、ご提示いただけないでしょうか。	追加閲覧資料として提示します。閲覧方法については市のHPをご確認ください
42	22	2	2	1)	ウ)	設計協議について	「設計業務に係る協議は、原則として2ヶ月に1回程度以上の頻度で実施する。」とありますが、設計進捗に応じて、それ以上の頻度で設計協議を行っていたことも可能という理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
43	22	2	2	1)	ウ)	設計協議について	設計建設業務請負契約書(案)に記載の要項を満たせば設計協議はWebで行っても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	設計協議について、市側でWebに必要なデバイス(PC等)や通信環境(モバイルWi-Fi等)が準備できないため、事業者で用意頂くのであれば対面協議とWebを併用することは可能です。

44	23	2	2	2)	ウ)	(1) 災害対策 (ア) 地震対策	「(ア) 整備対象施設及び継続利用する施設のうち事業者が改修等を実施する範囲は、表 19 及び表 20 に示した耐震性能を確保する。」に関して、今回事業者が改修等を実施する既存の建築設備において既設の躯体と機械設備が既に現在の耐震基準を満たしていない可能性が懸念されます。(現時点で事業者には予見不可能) 事業者が改修等を実施する範囲において、荷重の条件が既設の荷重を越えない場合には、既設建造物の耐震性能の確保は事業者の責任ではない無く、耐震性能不足が判明した場合には設計変更の対象であるという理解でよろしいでしょうか。	追加閲覧資料として「若木浄水場全面改修機械設備工事 構造計算書」により確認できる荷重条件の範囲で改修等を実施して下さい。追加資料で荷重条件が確認できない施設については、同じく追加閲覧資料の「第二次拡張事業完成図書」を参考に現状の床荷重と同等程度以下とすることで要求水準を満足するものと見なします。なお、更新後の荷重条件が現状より明らかに大きくなる提案については、事業者側にて補強・改修等を実施して下さい。
45	24	2	2	3)	ア)	(1) 取水設備 (ウ) について	「No.4取水ゲートについては、`更新工事が困難と判断される場合は協議の上、既設流用可とする」とありますが、受注後に現場確認後、施工が困難と判断した際は、設計変更対象になるということでしょうか。	左記のご理解の通りです。
46	24	2	2	3)	ア)	(2) その他 (ア) について	「施工にあたっては、土木工事と十分に調整し、水運用に支障が無い施工方法を検討すること。」とありますが、この土木工事とは事業者内での土木工事との調整という理解でよろしいでしょうか。 別途発注の土木工事との調整という意味であれば、その内容をご教示いただけますでしょうか。	事業者内の土木工事との調整のことで。
47	24	2	2	3)	ア)	若木浄水場 取水施設 取水ゲートについて	「No.4取水ゲートについては、・・・更新工事が困難と判断される場合は協議の上、既設流用可とする」とありますが、受注後に現場確認後、施工が困難と判断した際は、設計変更対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	No.45を参照。
48	24	2	2	3)	ア)	(1) 取水設備	既設ゲートは設置から長期間経過しており、完全に閉止できない物もあることから、既設受枠の再利用は困難であることが想定されます。 受注後の取水塔の現地調査により、既設受枠の更新が必要となった場合、ゲート更新工事中も取水塔の機能を維持する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
49	24	2	2	3)	イ)	浄水施設について	沈砂池設備、高速凝集沈でん池設備・急速ろ過池設備の水槽部内面は内面防水工を施すものとする。なお、防水工機能確保に支障となるクラック等の劣化は補修を行うこと。とありますが、外面のクラックについては、補修等を行わないという理解で宜しいでしょうか。	施設の長寿命化を図るための改修として、事業者提案としてください。
50	24	2	2.2	3)	イ)	(1) 沈砂池設備	(ア) 沈殿池に排砂設備(掻寄機、排砂ポンプ)を新設すること。とありますが、(イ)に記載の通り、排砂設備の仕様(他方式も含む)は事業者提案としてよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
51	24	2	2.2	3)	イ)	(1) 沈砂池設備	(エ) 整備後の設備荷重条件を踏まえて、耐震補強設計を行うこと。とありますが、耐震補強が必要となった場合は閲覧資料の耐震補強関連、数量計算書に対象数量が無いため設計変更の対象としてよろしいでしょうか。	必要な耐震補強工事を見込んでください。
52	24	2	2.2	3)	イ)	(1) 沈砂池設備	排砂の沈砂池からの送り先については、要求水準書掲載のフローシートでは排泥梁から排泥池への既設配管に送ることになっておりますが、より合理的な方を事業者提案としてよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
53	24	2	2	3)	イ)	浄水施設について	(オ)なお、防水工機能確保に支障となるクラック等の劣化は補修を行うこと。について、施設の劣化状況を悪できる劣化調査資料はありますか?	閲覧資料で提示した資料のみとなります。
54	24	2	2	3)	イ)	浄水施設について	(カ)その他、長寿命化を図るための改修を行うについて、目標とする期間を含めて合理的な改修方法を事業者からご提案する認識でよろしいでしょうか。期間についてお考えがあれば、お示しください。	小山市水道事業の目標耐用年数として、建築：70年、土木：73年、機械・電気：法定耐用年数×1.5としており、これを実現もしくは目標年数を超える合理的な改修方法を事業者提案ください。
55	24	2	2	3)	ア)	(1) 取水設備	「既設ガイドレールや受枠については、No.1~4取水ゲートにおいて既設流用可とする。」とありますが、既設のゲートメーカーが既にゲート製造から撤退しており、既設受枠を流用してゲート本体のみを更新した場合、止水性能に対するメーカー保証が得られません。 取水塔の水中に設置された既設受枠を更新する場合、更新工事中において若木浄水場の給水を停止しない施工が必要という理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
56	24	2	2	3)	イ)	浄水施設 (1) 沈砂池設備 (3) 高速凝集沈でん池設備・ 急速ろ過池設備	「(カ) その他、施設の長寿命化を図るための改修を行うこと。」に関して、長寿命化を図るための改修の内容は事業者提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
57	25	2	2	3)	イ)	浄水施設 (3) 高速凝集沈でん池設備・ 急速ろ過池設備	「(カ) 水槽部内面は内面防水工を施すものとする。なお、防水工機能確保に支障となるクラック等の劣化は補修を行うこと。」に関して、入札段階で水槽内面にどの程度のクラックが発生しているかは事業者には予見不可能です。事業者が想定すべき補修費用を積算するために、水槽内の劣化状況と補修箇所を確認できる調査報告書を開示願います。	閲覧資料で提示した資料のみとなります。



58	25	2	2	3)	イ)	浄水施設 (3) 高速凝集沈でん池設備・ 急速ろ過池設備	「(カ) 水槽部内面は内面防水工を施すものとする。なお、防水工機能確保に支障となるクラック等の劣化は補修を行うこと。」に関して、入札段階で水槽内面にどの程度のクラックが発生しているかは事業者には予見不可能です。通常想定される経年劣化よりも大幅に多いクラックが発生している場合、及び防水高機能確保の程度を超えて構造上問題となるような大規模なクラック補修が必要となった場合には、設計変更の対象になるという理解でよろしいでしょうか。	水槽部内面には既存モルタル防水が施されており、その表面に内面防水工を施す上で必要か補修は事業者負担とします。
59	25	2	2	3)	イ)	(3)イ) 異物投てき防止について	異物投てき対策は、外部公道等からのテロ対策が目的であるという理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
60	25	2	2	3)	イ)	浄水施設 (3) 高速凝集沈殿池設備・ 急速ろ過池設備	水槽部内面のクラック等について、入札段階で水槽内面にどの程度のクラックが発生しているか想定できない為、事業者が想定すべき補修費用を積算するために、補修を行う範囲(箇所、劣化の程度)をご提示いただくか、事業者が負担する補修費用の上限をご提示いただけませんか。	水槽部内面には既存モルタル防水が施されており、その表面に内面防水工を施す上で必要か補修は事業者負担とします。
61	25	2	2	3)	イ)	若木浄水場 浄水施設 急速ろ過池設備について	更新範囲について、実施方針書、別紙7に記載の急速ろ過池の更新対象範囲には、集水板(集水装置)について記載がありませんが、集水装置は更新対象との理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
62	25	2	2	3)	イ)	若木浄水場 浄水施設 急速ろ過池設備について	更新範囲について、実施方針書、別紙7に記載の急速ろ過池の更新対象範囲と機器リストには流出堰とありますが、流出堰は更新対象との理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
63	25	2	2	3)	イ)	若木浄水場 浄水施設 急速ろ過池設備について	更新範囲について、実施方針書、別紙7に記載の急速ろ過池の更新対象範囲の機器リストには流出堰とありますが、流出堰とは閲覧資料「若木浄水場 全面改修機械設備工事 工事完成図(機械設備)」に記載の3系統あるろ過池のろ過水渠を合流させる3(系統)×2つの流出堰との理解で宜しいでしょうか。また、更新の内容は流出堰に設置する角落しの取替といった事でしょうか。	フロー機器リストに記載の「流出堰」は誤記であり、更新対象外です。
64	25	2	2	3)	イ)	若木浄水場 浄水施設 急速ろ過池設備について	更新範囲について、「若木浄水場 全面改修機械設備工事 工事完成図(機械設備)」に記載の資料から、各系統のろ過池下部(支持材天端以下)から各系統のろ過水渠(流出堰前)へ繋がる開口の大きさ・位置が読み取れませんでした。上記についてご教示ください。	閲覧資料 既設竣工図関連No.12で開口部寸法までの記載はありませんが、図面からの読み取りで判断ください。
65	25	2	2	3)	イ)	若木浄水場 浄水施設 急速ろ過池設備について	更新範囲について、「若木浄水場 全面改修機械設備工事 工事完成図(機械設備)」に記載の資料から、ろ過池下部(支持材天端以下)の構造が十分に読み取れませんでした。1系統のろ過池8池に対し、支持材天端より上部は1池毎に壁で区切られていますが、支持材天端以下は区切られておらず8池全て繋がっているとの理解で宜しいでしょうか。	支持材(ろ過砂利)の下は水路となっており、各池は開口部で繋がっています。
66	25	2	2	3)	エ)	薬品注入設備について	使用薬品の濃度等は、事業者提案でよろしいでしょうか。	事業者提案でよいものとします。
67	25	2	2	3)	エ)	薬品注入設備について	維持管理期間において、原水水質の変化などの理由で、濃度等の変更は可能という理解でよろしいでしょうか。	変更する場合は協議とします。ただし、硫酸に関しては、濃度によって適切な材質が変わるため、当初想定濃度からの変更は認めません。
68	25	2	2	3)	エ)	若木浄水場 薬品注入設備について	既設の凝集剤、前次亜、中次亜、後次亜、苛性ソーダ、硫酸の最小・平均・最大注入率をご教示ください。(閲覧資料を拝見すると、月報から平均の注入率は算出できますが、開示いただいている日報が4月1日のものだけであり、最大・最小の注入率が分かりません)。	追加閲覧資料として提示します。閲覧方法については市のHPをご確認ください。
69	26	2	2	3)	エ)	若木浄水場 活性炭注入設備について	既設の粉末活性炭の最小、平均、最大注入率をご教示下さい。特に、ジェオスミン、2-MIBの原水水質引渡し条件が共に200ng/Lと高く設定されており、類似の水質が流入した場合の実際の対応(注入率)をご教示ください。	閲覧資料 維持管理関連No.29を確認ください。
70	26	2	2	3)	ウ)	薬品注入設備 (5) 活性炭注入設備	「(オ) 活性炭貯蔵槽及び注入設備の設置場所は、屋外も可とする。」について、その場合、貯蔵槽、注入装置、注入管等を実施方針書で指定の場所に屋外設置することは、「要求水準の2.2項 2)エ) (1) 周辺の景観に配慮すること」に関しても問題無いという理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
71	26	2	2	3)	エ)	若木浄水場 次亜注入設備について	「(カ) 室温上昇による・・・空調設備を既設次亜室に設置すること」とありますが、既設空調設備を撤去し、新設設備を設置する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	新設設備については左記のご理解の通りですが、既存施設には換気扇以外はありません。
72	27	2	2	3)	オ)	若木浄水場 配水ポンプ設備について	「・・・(ウ) 常時4台以上稼働可能な状態を維持すること」とありますが、更新時の回転数制御(VVVF)の台数は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	更新時のVVVF台数は2台以上としますが、事業者提案範囲である水運用を考慮した台数としてください。
73	27	2	2	3)	カ)	(1) 受変電設備 (ア) について	「受変電設備は排水処理棟3Fに設置することを基本とする。」とありますが、建築物の構造に対する床荷重条件をご教示ください。	閲覧資料として追加する「若木浄水場全面改修機械設備工事 構造計算書(その2)」を参照してください。
74	27	2	2	3)	カ)	(1)受変電設備	(イ)変圧器バンク方式は2バンクとします。とありますが、2バンクの要求水準対象はプラント動力TRと考え、それ以外は提案範囲と考えてよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
75	29	2	2	5)	シ)	表22 電子データの保存ファイルおよび時間ファイルについて	電子データは、帳票として考えておりますが、よろしいでしょうか。また通常、日間ファイル、月間ファイル、年間ファイルは出力管理しておりますが、同様に時間ファイルも必要の理解でよろしいでしょうか。	故障履歴等の運転データも対象となります。帳票の出力管理は既存の管理状況を踏まえて事業者提案としてください。

76	30	2	2	3)	(6)	若木浄水場設計 その他の事項	(ケ)管理棟本館1階倉庫の半分程度は、電気設備の設置以外の利用用途にも使用することは可能でしょうか。	可能ですが、矩形配水池の上であることを考慮してください。電気設備の設置場所も本館1階倉庫以外にも事業者提案は可能です。なお、市としては建築物の改修を伴う設計変更は現時点で考慮していません。
77	30	2	2	3)	カ)	(6) その他の事項 (ケ) について	「管理本館 1 階倉庫の半分程度、管理本館 2 階薬品注入室は更新の際、電気設備の設置に使用可とする。」とありますが、建築物の構造に対する床荷重条件をご教示ください。	床荷重は、追加閲覧資料として提示する「第二次拡張事業完成図書」を参考に現状の床荷重と同等程度以下としてください。なお、更新後の荷重条件が現状より明らかに大きくなる提案については、事業者側にて補強・改修等を実施して下さい。
78	30	2	2	3)	カ)	(6) その他の事項 (キ) について	「電線管は耐食性、施工性を考慮しHIVE他樹脂性等を使用すること。」とありますが、鋼管の使用は認められるという理解でよろしいでしょうか。	原則樹脂製とします。ただし、鋼管での施工が耐食性・施工性で適している場合はその限りではないものとします。
79	30	2	2	3)	キ)	場内配管	「(ア) 設備更新に伴い必要となる配管の整備を行うこと。」に関して、更新が必要な配管の範囲とは実施方針書・「別紙 7 更新対象範囲」にて赤色で示されたルートの配管全てという理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
80	30	2	2	3)	ク)	工作室について	この項目は、P.5 表5 No.8の「撤去する場合、工作室を新設する。」際のみ該当し、既存の工作室を改修するという意味ではないとの理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
81	30	2	2.2	4)		前書き	「着水井東側付近の地盤高に対してH=1.3m以上を計画値とすること。」とありますが、着水井東側付近汚の地盤高標高をご教示ください。	該当箇所のデータがないため、閲覧資料の鶴島浄水場関連の図面を参照に検討ください。
82	30	2	2	4)		鶴島浄水場設計について	若木浄水場の更新完了後、鶴島の運用は現状と同様の小流量運用（管理運転）をお考えでしょうか。	左記のご理解の通りです。
83	30	2	2	4)	ア)	(1) 深井戸水中ポンプ設備について	設計、工事計画に必要な下記資料について、既設資料、現地見学で確認できていないため、ご提供頂けないでしょうか。 ・深井戸1号、深井戸2号に関する建屋図 ・既設深井戸ポンプの据付図 (井戸径、井戸深さ等も判るもの) ・既設深井戸ポンプ機器図	深井戸1号には建屋はありません。閲覧資料 既設竣工図関連No.9の鶴島浄水場に関する図面や既設竣工図関連No.20を確認ください。深井戸2号の建屋、井戸深度については追加閲覧資料として提示します。
84	30	2	2	4)	イ)	(1) 急速ろ過設備 (ア) について	設計、工事計画に必要な下記資料について、既設資料、現地見学で確認できていないため、ご提供頂けないでしょうか。 ・既設ろ過原水ポンプのポンプ周り配管、バルブ類の詳細図面	閲覧資料 既設竣工図関連No.9の鶴島浄水場に関する図面を確認ください。
85	30	2	2	3)	カ)	(6) その他の事項	(ケ)に電気設備の設置可能場所が記載されておりますが、その他の場所（会議室等）を電気室として使用可能でしょうか。会議室を使用する場合、同等の会議室を別途確保します。	会議室は別途工事において使用予定となっておりますが、その他の場所についてはNo.76参照。
86	30	2	2	3)	ク)	工作室について	工作室の仕様が記載されておりますが、この記載は工作室を撤去新設する場合の要求事項であり、撤去しない場合は対象外と理解すればよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
87	31	2	2	4)	イ)	(2) 急速ろ過設備 (エ) について	洗浄水ポンプの増設の設計検討にあたり、配水ポンプ室、配水井の土木建築図を頂けないでしょうか。	閲覧資料 既設竣工図関連No.9、12の鶴島浄水場に関する図面、閲覧資料No.17を確認ください。
88	31	2	2	4)	ウ)	(1) 排水処理設備 (ウ) について	「濃縮槽に設置してある掻寄機を撤去すること」とありますが、掻寄機上部の歩廊、センターポストについては既設流用と考えてよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
89	31	2	2	4)	ウ)	排水処理設備について	過去数年の汚泥濃縮槽からの汚泥搬出頻度と量についてご提示頂けないでしょうか。	追加閲覧資料として提示します。
90	31	2	2.2	4)	ウ)	排水処理設備	「(ウ) 濃縮槽に設置してある掻寄機を撤去すること。」とありますが、濃縮槽に掻寄機は無く、排水池汚泥掻寄機と解釈して宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。要求水準書を修正します。
91	31	2	2	4)	エ)	薬品注入設備について	過去数年の次亜塩の注入率実績（最大、平均、最小）と建設当時の注入率設計値をご提示頂けないでしょうか。	実績は追加閲覧資料として提示します。建設時の仕様は閲覧資料 既設竣工図関連No.12、13-01を参照ください。
92	31	2	2.2	4)	エ)	薬品注入設備	「(イ) 使用していない次亜貯蔵槽を撤去すること」とありますが、具体的にご教示ください。又、使用していない配管の撤去も含むと考えて宜しいでしょうか。	閲覧資料 既設竣工図関連No.17を確認ください。室内に設置してある次亜貯蔵槽になります。周辺配管等も撤去対象になります。
93	31	2	2.2	4)	オ)	配水ポンプ設備	「(ア) 配水ポンプの単純更新を行う。基本的には既設と同様の仕様、容量とすること。」とあるように、固定速ポンプでの更新と考えてよろしいでしょうか。実施方針書別紙7鶴島浄水場 浄水処理設備フローシート（更新）では可変速ポンプと既設と異なる記載となっています。	既設は固定速で別紙7の誤記となります。なお、固定速とするか可変速するかは事業者提案とします。
94	31	2	2	4)	オ)	(1) 配水ポンプ設備 (イ) について	配水井サンプリングポンプの接続先について、ご教示頂けないでしょうか。	呼水用（真空ポンプ設備）の補給水槽への給水用のポンプとなります。
95	31	2	2.2	4)	カ)	(1) 人孔、通気塔	(ア) 場内で浸水被害が考えられるの箇所は対策を講じること。とありますが、浸水被害の影響度を考慮して対象箇所は事業者による提案事項と理解してよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りですが、P.30に提示している浸水の計画値を踏まえて事業者提案としてください。
96	32	2	2	4)	キ)	(1) 運転操作設備及び(2) 計装設備 浸水対策について	屋外設置の盤（運転操作設備）、配水池水位計計測盤（計装設備）の浸水対策を記載されておりますが、要求水準対象はあくまで今回新設機器と考え、それ以外の機器に対する浸水対策は、提案範囲と考えてよろしいでしょうか。	既存設備に対する浸水対策も含まれます。P.30に提示している浸水の計画値を踏まえて事業者提案ください。

97	32	2	2	5)	ア)	(1) 取水ポンプ設備について	若木浄水場喜沢取水塔同様に、池底に土砂等の堆積物がある場合、ポンプ、配管施工時間が過大になる可能性があります。実施方針P30 表16 リスク分担表(案) No.56, 57に記載の工事費増大リスクと考えてよろしいでしょうか。	東島田取水塔の堆積物については、維持管理上、最低でも月1回堆積物の排出(清掃)を実施することから、堆積物による配管施工時間の増大はないものと考えます。
98	33	2	2	5)	イ)	薬品注入設備について	実施方針で示された更新フローシートにおいて、防液堤の薬品塗装が今回となっていますが、対象範囲外と考えてよろしいでしょうか。	羽川西浄水場 苛性ソーダ・PAC注入設備 フローシート(更新)に記載された左記の件は、誤記であり、今回対象範囲外です。
99	33	2	2	5)	エ)	電気計装設備について	設計、工事計画に必要な下記資料について、既設資料、現地見学で確認できていないため、ご提供頂けないでしょうか。 ・羽川西浄水場 単線結線図	追加閲覧資料として提示します。
100	34	2	2	5)	オ)	水質分析設備	更新対象の水質分析機器は、既設の機器と同等以上の分解能等を有する機器として事業者の選定をご提案し、貴市と協議して設置する認識でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
101	34	2	2	5)	オ)	水質分析設備	水質分析機器の更新時期は工期とは別に、既存機器の使用年数と状態から、定期整備などの計画と照らして最適な時期をご提案させていただくことは可能でしょうか。	左記のご理解の通りです。
102	34	2	2	5)	カ)	(1) について	「やむを得ない理由により残置する場合は、本市の承諾を得るとともに、適切な処置を行うこと。」とありますが、やむを得ない理由として想定していることがあれば教えてください。	現時点で想定される理由はありません。

103	34	2	2	5)	オ)	羽川西浄水場 水質分析設備について	更新対象の(ア)～(キ)の既存の水質分析設備について、それぞれのメーカー、型式(型番)をご教示ください。	以下の通りとなります。  (ア)陰イオンクロマトグラフィ ICS1500イオンクロマトグラフィシステム(日本ダグ イネクス社製)、サンプラー: Dionex Ion Pac AS23 4mm、電気伝導度検出器: D56 HEATED CONDUCTIVITY CELL AS 50 Autosampler(日本ダグ イネクス社製)、マイクロリンク含む制御PC一式  (イ)誘導結合ガラス質量分析装置(ICP-MS) ICP-MS 7700x(Agilent社製。オートサンブラ50連含む)、マイクロリンク含む制御PC一式  (ウ)吸光度計 U-2910型分光光度計(HITACHI社製)、マイクロリンク含む制御PC一式  (エ)HS-GC-MS(揮発性物質用) ヘッドスペースサンブラ: EQ-12031HSA(JEOL社製)、GC: 7890A(Agilent社製)、MS: JMS-1050GC(JEOL社製)、マイクロリンク含む制御PC一式(NIST最新版のライブラリを含む)  (オ)GC-MS GC: 7890B(Agilent社製)、MS: 5977A(Agilent社製)、オートサンブラ: 7693(Agilent社製)、マイクロリンク含む制御PC一式(NIST最新版のライブラリを含む)  (カ)固相抽出装置 固相抽出装置: Aqua loader III SPL798(6連)(GLサイエンス社製)、固相溶出液装置: G-Prep Elute8060(GLサイエンス社製)、吸引マニホールド、全自動高速濃縮装置(Zymark社製)  (キ)LC-MS-MS(現有設備なし。以下想定品) HPLC: AQUILITY UPLC H-Class e λ PDA System(日本waters社製)、MS/MS検出器: Xevo TQD、IonSABRE II APCI(日本waters社製)、窒素ガス発生装置: Genius NM32LA(PeakScientific社製)、マイクロリンク含む制御PC一式 ※いずれも水道法関連告示・通知等に基づく検査方法に対応の機器
104	35	2	2.4	2)	ウ)	(2) 試運転	原水は本市から無償で提供すると記載ありますが、羽川、鶺島の試運転に必要な原水についてもご提供いただける理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通り、無償提供可能です。
105	35	2	2.4	2)	ウ)	(3) 試運転	若木、羽川、鶺島の配水池の試運転には洗浄水が多量に必要となります。試運転に使用する浄水については原水同様無償で提供いただけないでしょうか。	場内一部給水栓(若木浄水場及び羽川西浄水場: 浄水施設内にある給水栓、鶺島浄水場: 給水車補給用水栓)から無償提供可能です。また事業者負担となりますが配管等から分岐して給水栓を新設すれば使用可能です。
106	35	2	2	8)		設計図書について	図書は電子納品という理解で宜しいでしょうか。	電子納品を基本としますが、1部は紙での提出を求めます。
107	35	2	2	8)		(カ) 工事費内訳書について	内訳書は金抜きという理解で宜しいでしょうか。	金入りでの提出を求めます。
108	36	2	4	2)	ウ)	試運転について	鶺島浄水場、羽川西浄水場の試運転についても、(1)～(5)に記載の内容と同様の条件として考えてよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
109	36	2	4	2)	イ)	工事工程	「若木浄水場は令和12年4月までに供用開始すること。」に関して、着工時期については事業者にて提案可能との理解でよろしいでしょうか。着工の時期に関して、鶺島浄水場、羽川西浄水場との整備時期調整以外に制約条件があればご教示ください。	左記のご理解の通りですが、基本設計、詳細設計を行った上で工事工程に無理のないよう考慮した着工時期としてください。
110	36	2	4	2)	ウ)	試運転用水(浄水)について	試運転に必要な水(浄水)は「事業者自ら調達すること」とありますが、既存の場内給水から分岐して取り出せる(分岐配管等の仮設材料・費用及び浄水使用料金は事業者負担)との理解で宜しいでしょうか。それとも、既存の場内給水からの取り出しは不可で、別途に調達が必要ということでしょうか。	左記のご理解の通りです。No. 105を参照。
111	36	2	4	2)	ウ)	(3) 建設工事で使用する水の調達について	場内の浄水分岐が可能な箇所から有償で使用させていただくことは可能でしょうか。	No. 110を参照。
112	37	2	4	2)	ウ)	試運転	「(5) 若木浄水場の試運転期間中における排水計画は事業者提案とし、本市と協議のうえ決定する。」に関して、試運転期間中に発生する排水、汚泥及び脱水ケーキの処分費については、市側の負担という理解でよろしいでしょうか。	脱水ケーキの処分費は市の負担となりますが、その他については事業者負担となります。
113	37	2	4	2)	ウ)	試運転	「(5) 若木浄水場の試運転期間中における排水計画は事業者提案とし、本市と協議のうえ決定する。」について、試運転期間中に発生する排水に関しては下水道への放流または、水質汚濁防止法を順守して河川放流可能でしょうか。	関連法令を遵守した上で河川放流は可能です。
114	37	2	3	2)	ウ)	(4) 試運転	試運転時の薬品調達は、試運転確認後そのまま供用できるとして、維持管理業務の調達範囲と認識してよろしいでしょうか。	試運転に係る費用は設計建設に含まれます。
115	37	2	4	2)	カ)	完成図書及び各種申請図書の提出について	図書は電子納品という理解で宜しいでしょうか。	No. 106参照。
116	37	2	4	2)	キ)	(5) 建設工事期間中の排水等について	契約後の協議にはなりますが、場内に排水用浄化槽を設置し、場内公共下水への接続(有償)は、可能でしょうか。	契約後に市と協議とします。
117	38	2	6	1)		(ア) 電波障害調査 (イ) 周辺影響調査 (ウ) 生活環境影響調査 (エ) その他必要な調査	事前調査については、建設工事等着手前の理解ですが、事後調査の実施時期は、それぞれ建設工事完了後、維持管理期間中での実施という理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。

118	37	2	4	2)	キ)	建設工事に必要となる水道について	建設工事で必要な電力、ガス及び水道等は「事業者自ら調達管理を行うこと」とありますが、水道について、既存の場内給水から分岐して取り出せる（分岐配管等の仮設材料・費用及び水道料金は事業者負担）との理解で宜しいでしょうか。それとも、既存の場内給水からの取り出しは不可で、別途に調達が必要ということでしょうか。	No. 105を参照。
119	38	2	5			工事に伴う各種許可の申請業務について	(本事業に関連しない水利使用許可申請及び安定水利権取得にかかる申請は除く)について、本事業に関連すると考えられる水利使用許可申請に関連する業務は含まれると理解すればよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
120	38	2	5			工事に伴う各種許可の申請業務について	(本事業に関連しない水利使用許可申請及び安定水利権取得にかかる申請は除く)について、水利使用許可申請に関連する業務は事業者側はいいですか?	本事業に関連しない水利使用許可申請については、事業者側の作業は不要です。
121	38	2	7			補助金申請書等作成補助業務について	この作業範囲について、具体的な作業項目を提示願えないでしょうか?	国庫補助申請に必要な書類一式の作成となります。
122	40	3	1	4)	イ)	第三者委託の業務範囲について	(2)には、「第三者委託の業務範囲は、取水から、配水池(配水ポンプ含む)までとする。」とあります。配水池以降の管路施設は、第三者委託の対象外との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	左記のご理解の通りです。
123	40	3	1	4)	ウ)	業務実施体制業務責任者について	「業務責任者」が維持管理期間の統括責任者を兼ねることは認められるとの理解で宜しいでしょうか。	可能です。
124	41	3	2	3)	ア)	市からの貸与品(表23~25)の事前確認について	事業者は貸与品の管理リスク負うため、表23~25記載の貸与品について、貴市から引き渡しを受ける前に貸与品の現況・機能等を事業者が確認できる機会が必要と考えます。ご検討をお願いいたします。	契約後、委託準備期間中に確認する機会を設けます。
125	44	3	2	3)	イ)	水質試験室及び水質分析室の設備(表26)の事前確認について	事業者は貸与設備の管理リスク負うため、表26記載の貸与設備について、貴市から引き渡しを受ける前に設備機器の現況・機能等を事業者が確認できる機会が必要と考えます。ご検討をお願いいたします。	契約後、委託準備期間中に確認する機会を設けます。
126	45	3	2	5)	イ)	保守管理業務(2)業務記録簿(水道施設台帳への入力含む)の作成・報告	水道施設台帳とは、貴市が導入されているシステムで、どこの施設からでもデータを入力できるものでしょうか。	羽川西浄水場 事務室のみデータ入力可能となります。効率化のため、移設や更新などに関する事業者提案は妨げません。
127	46	3	2	5)	ウ)	修繕計画の立案について	(1)「修繕計画の立案・・・」とあります。常に安定した水道水を供給することを念頭に設備状況に応じて修繕計画を修正することが可能であるとの認識で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
128	46	3	2	5)	エ)	ユーティリティ調達業務	自家発電機燃料の調達について、停電稼働分の補充とは、通常の台風、落雷等の半日を上回らない程度の停電を指し、発電所被災など長期の停電を伴う場合の分担は協議事項としてよろしいでしょうか。	半日とは限定されませんが、通常の台風、落雷等の停電を対象とし、発電所被災など長期の停電を伴う場合は協議とします。
129	46	3	2	5)	エ)	ユーティリティ調達業務	自家発電機燃料の調達について、若木浄水場では新設、羽川西浄水場および東島田取水場では盤の更新が予定されており、試運転があると想定されますが、試運転に伴う燃料の調達も維持管理業務に含まれるとして理解してよろしいでしょうか。	試運転に係る費用は設計建設に含まれます。
130	47	3	2	5)	キ)	その他業務	(1)許可工作物の対象範囲をお示しいただけないでしょうか。	東島田取水塔と喜沢取水塔となります。
131	47	3	2	5)	キ)	河川の浚渫作業の基準について	1)許可工作物管理(ア)「河川の軽微な浚渫」とあります。どのような程度の浚渫が軽微であるのか、その基準をご教示ください。	「河川の軽微な浚渫」とは、河川管理者と協議・許可が必要な工事のことを指します。なお、浚渫は栃木県独自の届出により実施しており、追加閲覧資料として提示しますので、そちらを参考に判断ください。
132	47~49	3	2	6)	ア)~ウ)	管理の水準	汚泥脱水機の運転時間効率化や、発生土の含水率低減は排水処理コストの削減に繋がると考えられます。最適化のための管理水準を提案事項としてよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
133	48	3	2	6)	ア)	表27記載の給水栓の要求水質について	配水池から給水栓までの間に業務対象外である管路施設が含まれているため、給水栓における契約水質基準は、事業者ではコントロールできません。給水栓での契約水質基準が未達であった場合でも、浄水場又は配水池出口において、給水栓と同様の契約水質基準が達成していれば、契約水質基準未達には当たらないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	第三者委託の範囲は、取水から配水池までとしておりますので、配水池から給水栓までの水質は契約の対象外ですが、運転操作により契約水準が達成されない場合には、契約水質基準未達に当たります。
134	48	3	2	6)	イ)	水量管理の水準について	表28に示された水量管理に関する要求水準は、3浄水場の合計水量との理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
135	49	3	2	7)	ア)	事業実施計画書の策定について	事業実施計画は、維持管理の事業期間を通じた全体計画との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	左記のご理解の通りです。
136	49	3	2	7)	ア)	事業実施計画書の策定について	事業実施計画書は、維持管理契約書(案)では業務履行計画書と記載されております。同じ計画との理解ですが、どちらの名称が正しいでしょうか。ご教示ください。	事業実施計画書に統一とします。
137	49	3	2	7)	ア)	事業実施計画書の提出期限について	事業実施計画書の貴市との協議開始時期及び貴市への提出期限について、ご教示ください。	維持管理業務委託契約締結後から業務開始20日前とします。

138	49	3	2	7)	イ)	年間業務実施計画書の提出期限について	年間業務実施計画書の貴市への提出期限について、ご教示ください。	各年度開始日の20日前を想定していますが、協議により変更は可能です。
139	49	3	2	7)	ウ)	月間業務実施計画書の提出期限について	月間業務実施計画書の貴市への提出期限について、ご教示ください。	前月20日を想定していますが、協議により変更は可能です。
140	49	3	2	7)	エ)	事業継続計画（BCP）の提出期限について	事業継続計画（BCP）の貴市との協議開始時期及び貴市への提出期限について、ご教示ください。	No. 138を参照。
141	50	3	2	8)	オ)	維持管理体制	労働安全衛生法上義務付けられている作業環境測定も本業務の対象範囲に含まれると認識し、対象範囲や実施方法は、事業者による提案と理解してよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
142	50	3	2	8)	ウ)	水道浄水施設管理技士2級について	水道浄水施設管理技士2級以上の資格者は、受託水道業務技術管理者、業務責任者以外の者でもよいとの理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。ただし、業務責任者には、維持管理業務委託契約書第9条第2項の規定が適用されます。
143	50	3	2	8)	ウ)	維持管理体制の整備について	業務責任者が、水道技術管理者と水道浄水施設管理技士2級以上の資格保有者を兼務して配置することをお認め下さい。	業務責任者が受託水道業務技術管理者の兼務は要求水準書イ)で認めており、維持管理業務委託契約書第9条第2項の規定により水道浄水施設管理技士2級以上の有資格者であることを認めていない訳ではありませんので、兼務が可能ですが、維持管理体制として業務責任者に過剰な負担とならないよう配慮ください。
144	51	3	2	9)	ア)	各業務の要求水準 運転管理業務	⑥浄水場での電話対応、取り次ぎについて、料金関係や給水関係の問い合わせについての対応手順は、貴市を通じて専門事業者から示される理解としてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
145	51	3	2	10)	ア)	各業務の要求水準 運転管理業務	運転監視体制とされる若木浄水場監視室1名、羽川西浄水場監視室1名、全体で3名以上の規定は本契約期間内の技術的な進歩や、効率的な管理手法の提案により、妥当性を検証したうえで見直しを協議することは可能でしょうか。	原案の通りとします。
146	52	3	2	10)	(2)	業務にあたっての留意事項 取水施設	③河川や井戸の水位及び水質状況等によって取水確保が難しい場合、実施方針の質問回答では貴市責任分担であることが示されました。取水対策のための河川工事の計画や、特に事業者にと求めたい協力要請事項はあるでしょうか。	市の責任分担となるのは水位低下及び水質状況の悪化があった場合、維持管理IVが減・断水を起こさないように、最大限の取り組みを実施したが、回避できなかった場合を想定しています。 ここでいう「最大限の取り組み」とは、 水位減少の場合 ①（重機を使用した）軽微な浚渫工事 ②重機の手配が間に合わない場合の、人力による河道の確保  水質悪化の場合は ①取水の停止又は減量及び薬品の増量 ②井水による水量確保及び水運用による浄水場間のサポート ③異状水質の原因究明及びできる限りの対応とします。
147	53	3	2	10)	(2)	水質管理・水質検査等	⑦自己検査項目について、水質検査室の分析機器故障中の場合、貴市と協議のうえ、外部分析機関への一時的な委託は可能でしょうか。	左記のご理解の通りです。
148	53	3	2	10)	(2)	業務にあたっての留意事項 水質管理・水質検査等	⑦自己検査項目について、水質検査室の分析機器故障中の外部分析機関への委託費用は、修繕までの応急費用として、56ページ修繕業務の費目から処理できる理解でよろしいでしょうか。（なお、工数減分を考慮した金額算定とします。）	水質分析機器の故障時の検査は維持管理IVとするか外部分析機関に委託するかは事業者提案としますが、水質分析機器の故障についてはP.55（キ）①によるものとしていただきますので、事業者で必要な費用を見込んでください。
149	54	3	2	10)	ア)	④料金関係業務受託者について	現行の料金関係業務について、委託先企業名をご教示ください。	委託先企業名は西原・ケイア・ジェネック・日本環境クリアー特定業務委託共同企業体となります。
150	54	3	2	10)	ア)	運転管理業務について	料金関係業務受託者との連携について、本事業受託者の要求水準ではありませんが、相手方の要求水準や仕様、契約事項となっているか現時点で不明です。この連携については、事業開始前に市を交えた相手方との書面上の取り交わしをすとの理解でよろしいでしょうか。	料金業務の仕様書に本事業の受託者と協力する旨を記載予定ですが、書面の取り交わしを行うかは協議とします。
151	54	3	2	10)	ア)	運転管理業務について	(2)(オ)④水道利用者からの水質に関する問い合わせ等に対する苦情について、苦情の種別(濁り、臭気など)と対応方法(放水、簡易水質検査(濁度測定・色度測定・残留塩素濃度測定等)をご教示ください。	件数・苦情の種別は追加閲覧資料として提示します。
152	54	3	2	10)	ア)	運転管理業務について	(2)(オ)④水道利用者からの水質に関する問い合わせ件数が対応全般実績、訪問実績ともに平成30年度から平成31年度が極端に増加しています。その原因は、水源水質によるものなのか、運転管理によるものなのかご教示ください。	原水水質の悪化及び運転管理上の薬品注入量の不足によるものとなります。
153	54	3	2	10)	イ)	各業務の要求水準 保守管理業務	閲覧資料による過去の業務委託仕様は、計画修繕や更新などを総合的に加味し、法的に認められる範囲を前提として頻度や、範囲など合理化を提案し、別紙6の事項に加えての効率化を提案できる理解としてよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
154	54	3	2	10)	イ)	自家用電気工作物保安点検の実施について	事業者は、「みなし設置者」として、電気主任技術者を関係機関に届け出たうえで、事業者が策定した保安規定に基づいて、自家用電気工作物の保安点検を実施する、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	左記のご理解の通りです。
155	54	3	2	10)	イ)	自家用電気工作物保安点検の実施について	1) 業務の内容(ウ) 自家用電気工作物保安点検を受託者が「みなし設置者」として実施する上で、みなし設置者の業務内容、権限等について契約書類等に記載していただくことをご検討ください。	本要求水準書P.45(6)(ウ)に自家用電気工作物保安管理として保守管理業務に記載されております。

156	56	3	2	10	ア)	(1) 業務の内容	保守管理業務は施設・設備の点検と書いていますが、修繕業務では機器・設備等となっていますが、具体的に何を示すかご教示ください。	表1に施設にある各設備を対象に修繕業務を行ってください。既設及び本事業で整備する設備に関わらず対象となります。
157	56	3	2	10	ア)	(1) 業務の内容	上限金額68,000,000円/年(税抜)の範囲に含まれているのは①更新対象の設備のうち更新まで(第1期)の設備②更新対象の設備のうち更新後(第2期)の設備③更新対象の設備に含まれない機器・設備④既存の管理棟に関する修繕・緑地管理、という理解でよろしいでしょうか。 ①～④以外に含まれているものがある場合、ご教示ください。	①～④は対象として含まれておりますが、表1にある施設に対して別紙7は必須として、それ以外にも必要な修繕を行ってください。
158	56	3	2	10	ア)	(1) 業務の内容	更新対象の設備のうち更新後(第2期)の設備が含まれている場合、その修繕を行う際にも貴市の判断を仰ぐという理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。様式V-3-3-①～④において更新後の設備に関する修繕は提案となりますが、実施の際に予定通り修繕を行うのか等を含めて市に確認を取っていただきます。
159	56	3	2	10	ア)	(1) 業務の内容	更新対象の設備のうち更新まで(第1期)の設備、更新対象の設備に含まれない機器・設備、既存の管理棟に関する修繕・緑地管理は、維持管理業務委託契約書【別紙2 3/3】における87(既存施設の劣化～(略))で示されている範囲との理解でよく、要求水準【別紙7】には2029年以降の計画が示されていないのは上限金額を上回る場合は貴市の負担であるからとの理解で宜しいでしょうか。	第1期の設備や更新対象の設備に含まれない機器、設備等に関わらず、市としては突発的な修繕として18,000,000円/年(税抜き)、別紙7の長期修繕計画に基づく計画的な修繕として50,000,000円/年(税抜き)を見込んでおりますので、維持管理業務委託契約書【別紙2 3/3】における87には相当しておりません。また、2029年以降の計画的な修繕は別紙7を踏まえて同様に計画的に修繕ください。ただし、突発的な修繕として18,000,000円/年(税抜き)を超過する分については、協議の上、計画的な修繕を翌年に見送る等の対応を行う予定ですが、その上で該当年度の上限額(No.166参照)を超過する場合は維持管理業務委託契約書【別紙2 3/3】における87に相当し、市の負担となります。
160	56	3	2	10	ア)	(1) 業務の内容	上限金額68,000,000円/年(税抜き)未満を見込んで提案したものの、更新対象の設備のうち更新まで(第1期)の設備、更新対象の設備に含まれない機器・設備、既存の管理棟に関する修繕・緑地管理の範囲において提案金額を超えた場合は費用の請求(受託金額の変更)をしていただけるとの理解で宜しいでしょうか。	修繕費については上限価格を見込んでください。該当年度の上限額(No.166参照)を超えた場合は実施主体(維持管理JVもしくは市の発注)、実施の有無を含め協議とします。その他についてはNo.159を参照。
161	56	3	2	10	ウ)	(2) 業務実施にあたっての留意事項	上限金額を上回る場合は、例えば突発的な故障や修繕業務も対象という理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
162	56	3	2	10	ウ)	修繕業務	機器・設備の修繕対象には、水質分析機器の定期整備も含める認識でよろしいでしょうか。	水質分析機器の定期整備についてはP.55(キ)①によるものとしています。
163	56	3	2	10	ウ)	修繕業務	修繕の長期計画では、法定耐用年数で考慮する場合と、それよりも延長して目標年数を定めて基準とする場合がありますが、貴市設備には法定耐用年数を超えて使用中のものが見受けられます。貴市が定める設備の目標年数があれば、開示していただけないでしょうか。	No.54を参照。
164	56	3	2	10	ウ)	修繕業務について	提示されています金額について、機器・設備等の修繕・修繕工事の対象範囲は、別紙7に記載の修繕内容の他、今回事業で更新する機器も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
165	56	3	2	10	ウ)	修繕業務について	「機器・設備等の修繕、修繕工事は上限金額68,000,000円/年(税抜き)とする。」及び「予定していた長期修繕計画を別紙7に示す。」とありますが、実施方針書、別紙7の更新対象範囲に記載されている本事業における更新する機器・設備を除いては、修繕はあくまでも軽微なもので(上限68,000,000円/年)、機器の更新は含まれていないとの理解で宜しいでしょうか。	別紙7の長期修繕計画に示す項目については修繕を必須とし、長期修繕計画表にない2029年以降についても同様に計画的な修繕を行っていただきます。ただし、実施時期の変更や更新の前倒しにより別紙7の修繕が必要となる場合は都度協議とします。別紙7に示す空調機は更新ですが、空調機以外にも必要なものについては更新を含むものとします。
166	56	3	2	10	ウ)	修繕業務について	(2)業務実施にあたっての留意事項(イ)修繕、修繕工事の金額が上限金額を上回る場合は、市が負担とし、下回る場合は最終年度に精算する。とあります。最終年度である令和16年度にこれまで下回った修繕額を精算するという認識でよろしいでしょうか。	年度ごとに修繕費の増減の確認を行い、当該年度上限金額を上回る場合は市が負担し、下回った場合は次年度に加算とします。最終年度に下回った場合に精算とします。
167	57	3	2	10	エ)	(2) 業務実施にあたっての留意事項 (ウ) 薬品費について	薬品費(次亜塩素酸ナトリウム、PAC、粉末活性炭)については、…とありますが、別紙8に記載の委託料調整対象の薬品として、上記3品目に苛性ソーダと硫酸を加えた5品目の理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りで、調整対象の薬品は別紙8に記載の5項目となります。
168	57	3	2	10	オ)	環境整備業務	(ア)場内清掃の②建物内の床清掃、ガラス清掃、ワックスがけは取水場は対象外と考えてよろしいでしょうか。(日常的な環境整備は除く)	事業者提案とします。
169	57	3	2	10	オ)	環境整備業務	(ア)場内清掃の②構造物の外面清掃は、浄水場管理棟、汚泥棟、浄水施設の地上部が対象として理解してよろしいでしょうか(河川管理者に影響が及ぶ取水塔は含まない認識)	事業者提案とします。

170	58	3	2	10)	カ)	その他業務 許可工作物の管理	(ア)河川の軽微な浚渫について、重機が必要な場合の判断は事業者に委ねられ、貴市との協議により実施可能と理解してよろしいでしょうか。	重機の必要の有無の判断は市と協議とします。また、実施については、市が関係機関と調整の上、実施とします。軽微な浚渫についてはNo. 131を参照。
171	58	3	2	10)	カ)	その他業務 許可工作物の管理	(ア)河川の軽微な浚渫について、万が一、河川氾濫などで地形が変わり、軽微な浚渫を超える範囲となった場合は事業者の範囲外と理解してよろしいでしょうか。	軽微な浚渫についてはNo. 131を参照。軽微な浚渫を超える範囲の対応については左記のご理解の通りです。
172	58	3	2	10)	カ)	その他業務 許可工作物の管理	(ア)河川の軽微な浚渫について、事業者による重機手配に関する費用などは、近年の実績などをもって修繕業務の計画の一環としてよろしいでしょうか。また、取水に関する重要事項と存じます。計画は当該年度の天候などで影響を受けることから、計画外の対応も突発修繕の対象として柔軟に対応してよろしいでしょうか。	要求水準書P.58 カ) その他業務 (1) (イ)に示す「許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン(水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室)」に準拠した管理としており、修繕業務の計画の一環として実施ください。なお、重機手配の費用については市としては突発的な修繕に関する費用18,000,000円/年(税抜き)の中で見込んでおり、計画外の対応も突発的な修繕の対象とします。
173	58	3	2	10)	カ)	その他業務 許可工作物の管理	(ア)河川の軽微な浚渫について、人力による対応範囲の場合、運転監視に最低限必要な2名の人員を除いて、作業当日の日勤者を超える支援員についての費用も重機手配と同様に取扱いしてよろしいでしょうか。	支援要員に関する費用については、その他業務の中で対応となりますので、重機手配と同様の取扱いとはしません。なお、重機手配の費用についてはNo. 172を参照。
174	59	3	2	10)	キ)	災害及び緊急時対応業務 災害用の備蓄品の確保	運転管理業務等の従事する人数に対し、7日分以上の飲料・食料等とは、運転監視に定められた合計3名および24時間で交代を含めて要する人員分として理解してよろしいでしょうか。	災害及び緊急時対応時の実施体制によって人員は変動すると考えておりますので、事業者提案内容によって判断ください。
175	60	3	2	10)	キ)	(2)業務実施にあたっての留意事項 (ウ) 原水濁度等が上限を超える場合について	「原水濁度等が標準的な原水水質の最大値の上限を超える場合」とは、若木浄水場については、p10、表12の原水水質引渡し条件を超える場合、鶉島浄水場と羽川西浄水場については原水水質の引渡し条件の提示がないため、事業者にて設定する原水水質の最大値を超える場合との理解で宜しいでしょうか。また、上記の最大値を超える場合において、水質基準値を達成する条件において対応可能な範囲内で浄水処理を行うもの、万一、水質基準値、要求水準値を超過した場合でも、事業者は責任を免れるとの理解で宜しいでしょうか。	原水水質の実績は若木浄水場値を使用しておりますが、羽川西浄水場は同じ水源となることを考慮した上で事業者で設定ください。鶉島浄水場については左記のご理解の通りです。ただし、本業務は水道法第三者委託であることから、水質基準値・要求水準値を超過した場合に、事業者は水道法上の責任を免れるものではありませんので、超過しないように浄水処理量を減らす等の運転管理を行う必要があります。
176	60	3	2	10)	ク)	業務終了時の引継ぎ業務	(1)に「事業期間終了後の事業者の責任」とありますが、維持管理JV構成員の責任を指すご趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	募集要項に関する質問への回答書No. 6を参照。
177	60	3	2	10)	ク)	業務終了時の引継ぎ業務	事業者が自らの費用負担にて修繕を行うこととされていますが、ここにいる「事業者」とは維持管理JVの構成員を指すご趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	基本契約書第12条 要求水準不充足に関する責任にある通り、設計建設JVと維持管理JVで「連帯してこれを負担する」ものとなります。
178	60	3	2	10)	ク)	業務終了時の引継ぎ業務	業務終了時に次期受託者に業務を引き継ぐ場合の引継ぎ書類については、貴市から提示される書式について内容を満たす理解でよろしいでしょうか。	引継ぎ書類、書式については事業者提案を基に市と協議とします。
179	別紙1					水道法第20条の定期及び臨時の水質検査について	水道法第20条については、貴市が水道法上の責任を負い、事業者は「みなし水道事業者」として、貴市水質検査計画等に基づいて定期及び臨時の水質検査業務を実施する、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	水道法第20条については、本市が水道法上の責任を負い、事業者は事実行為として水質検査等の業務を行っていただきます。
180	別紙2					主要施設・主要設備について	各施設に示された移動時間をご教示ください。	実施方針書P.12 表13に各施設の住所を記載しておりますので、そこから判断ください。
181	別紙2					主要施設・主要設備 浄水場 若木浄水場	直流電源装置の記載がありませんが、廃止予定との理解でよろしいでしょうか。	直流電源装置は無停電電源分電盤のUPS装置等を含んでおります。なお、更新後の無停電電源の構成は事業者提案となります。
182	別紙2					主要施設・主要設備	貴市水道ビジョンに記載されている南部地域の新設配水場は、本契約の期間内に追加される見込みでしょうか。	本事業期間内に追加の予定はありません。
183	別紙7					浄水場設備機器修繕事業 総合計画用長期修繕計画表	修繕計画はあくまで一例として、事業者による合理化を提案する理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
184	別紙7					浄水場設備機器修繕事業 総合計画用長期修繕計画表	空調設備を例として、更新の計画も含まれていますが、修繕と更新は本修繕業務の対象範囲としてどのように区別・定義されているのでしょうか。	No. 165参照。
185	別紙8					水量の変動に基づく委託料の調整 (ユーティリティ費)	それぞれの薬品の使用量の増減は、特に事業者の創意工夫が発揮される努力事項と存じ上げます。調整対象は薬品ごとの費用ではなく、総合しての調整としていただけないでしょうか。あるいは、原水水質の変化による使用量増加リスクを、一定限度をもって事業者の負担とすることで、撤廃していただけないでしょうか。	原案の通りとします。
186	別紙8					水量の変動に基づく委託料の調整 (ユーティリティ費)	調整根拠となる各年度当初の薬品単価は、事業者から提示したものを貴市と協議して決定すると認識してよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りですが、薬品単価とともに根拠資料を提示いただきます。
187	別紙8					水量の変動に基づく委託料の調整 (ユーティリティ費)	薬品使用量は地下水と表流水の取水割合により大幅な増減が見込まれます。特に更新工事の期間において、難しい判断が予想されます。当該期間においては電力調達を含む維持管理の契約変更を行い、薬品使用量と電力使用量のバランスを事業者に委ねることで貴市水道予算の大幅変動防止に役立てられるのではないのでしょうか。	電力調達については原案の通り、市が調達するものとします。



188	別紙 8				水量の変動に基づく委託料の調整 (ユーティリティ費)	若木浄水場の更新計画では、硫酸注入設備の新設が予定されています。若木浄水場で基準となる硫酸使用量の考え方は、既設で硫酸設備を有する羽川西と、若木の表流水の取水割合から算定する理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
189	別紙 8				水量の変動等に基づく委託料の調整について	ユーティリティ費における委託料の調整は、対象施設ごとのユーティリティ対象項目ごとに調整する、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	左記のご理解の通りです。
190	別紙 8	2	2)		水量の変動等に基づく委託料の調整について	D:当該年度における対象項目の見積額(当初協議額)とありますが、物価変動があった場合、このDも協議の上で見直される認識でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 事業者選定基準に関する質問への回答書

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
1	4	5		ウ)		プレゼンテーションについて	プレゼンテーション時間、ヒアリング時間、参加人数など、現在想定している実施条件等があればご教示ください。	詳細は応募者の代表企業へ通知しますが、プレゼンテーション時間は30分、質疑応答30分の計1時間を予定しています。発表者及び出席者については、募集要項に関する質問への回答書No. 21を参照。参加人数は1グループ最大5名を予定しています。
2	4	5	2)	エ)	①	プレゼンテーション及びヒアリングについて	実施時期が令和3年12月上旬となっているのに対して、募集要項のp15において、日程及び内容の詳細は令和3年11月30日(火)までに通知するとなっております。通知から実施時期までが短く、準備期間があまりないため、プレゼンテーションとヒアリングの時間配分や参加人数等の実施条件をご教示ください。	No. 1を参照。
3	6	5	2)	オ)		表2 審査項目及び配点 (5) 建設工事に関する提案 ③試運転計画について	「試運転時における原水の確保及び排水の方法に関する具体的かつ効果的な提案を評価する」とあります。試運転時における原水確保の制約(試運転で使用可能な水量の上限、試運転時間の制約等)、排水の制約(排水先の制約、排水量の上限、排水基準を満たせば放流可能か等)がございましたらご教示ください。	更新期間中の水運用は事業者提案事項となっており、原水確保の制約や排水量の上限等は水運用に左右されますので事業者提案願います。放流可能かについては要求水準書に関する質問への回答書No. 113を参照。
4	6	5	2)	オ)	表 2	1-3維持管理業務に関する事項 (1) 運転管理業務に関する提案 ①対象施設の運転管理について	既存の委託業者からの引継ぎに関する提案は、既存委託業者が引継ぎに関して無償で協力(もちろん応募者として協力して頂けるよう最大限努力はします)して頂ける前提で提案するとの理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りですが、既存委託業者との事務引継ぎ期間等は市と既存委託業者との協議となります。
5	6	5	2)	オ)	表 2	1-3維持管理業務に関する事項 (7) その他業務に関する提案 ②他業務との連携	料金関係業務との連携については、相手方企業にも協力して頂ける前提で提案するとの理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
6	8	5	3)	イ)		価格評価点について	価格評価点の得点化方法について記載がございますが、失格基準価格はないとの理解で宜しいでしょうか。また、設計建設工事、維持管理それぞれにおいても失格基準価格がないとの理解で宜しいでしょうか。	失格基準価格として下限価格はありませんが、事業者選定基準にあるように上限価格の設定はあります。設計建設工事、維持管理それぞれに個別に上限価格や下限価格の設定はありません。
7	9	5	4)			技術評価点の下限値	下限値は非公表とございますが、技術評価点の配点が高いことから公平性及び透明性を確保するためにも、公表いただけますでしょうか。	原案の通りとします。
8	11	6				審査基準について	「事業者選定審査委員会において決定した基準に基づいて提案内容の審査を行い、事業者を選定する」とありますが、「事業者選定審査委員会において決定した基準」とは、p8、ア)技術評価点の得点化方法における表に記載された「評価・評価基準・得点化方法」との理解で宜しいでしょうか。それとも、事業者選定審査委員会にて上記とは異なる基準を設定されるということでしょうか。(別途設定される場合は、その基準を提示願います。)	p8 ア) 技術評価点の得点化方法における表に記載された「評価・評価基準・得点化方法」となります。
9						官民対話	ご提案内容をより貴市のご要望に沿えるようにするため、官民対話の機会を設けていただくことは可能でしょうか。	原案の通りとします。

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 提出書類作成要領及び様式集に関する質問への回答書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	2	1	1)			代表者名について	入札参加資格者名簿の物品等及び建設工事の委任者が異なる場合は、どちらでも良い理解で宜しいでしょうか。	募集要項に関する質問への回答書No. 33を参照。
2	2	1	1)			応募資格審査に関する提出書類	「維持管理企業において、(中略)契約書及び仕様書等の写し」とお示しされていますが、対象の契約書の表紙など契約締結が分かる部分、浄水場の規模と水源及び浄水方式が分かる部分、運転監視業務に関する記載がある部分でよろしいでしょうか。	募集要項に関する質問への回答書No. 38を参照。
3	2	1	1)			応募資格審査に関する提出書類	「維持管理企業において、(中略)契約書及び仕様書等の写し」とお示しされていますが、対象の契約は第三者委託を含む水道の運転維持管理契約であるとの理解でよろしいでしょうか。	第三者委託の実績を必ず含む必要まではありません。
4	3	2	2)			提案書類の提出	様式Ⅲ-1～4を綴じたファイルを正1、副1で計2冊 様式Ⅳ、Ⅴ、Ⅵを綴じたファイルを正1、副11で計12冊 合計14冊のファイルを提出するとの理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
5	3	2	3)	ケ)		ページ	枝番可とは、例えば、ページとして、3-1、3-2・・・・4-1、4-2・・・・というページ表記の仕方でも良いという理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
6	6	2	4)			主要電気設備リスト(様式Ⅴ-2-4-①～3)について	様式は自由とありますが、現在記載されている項目の変更を含め、追加変更してもよいと理解すればよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
7	様式集					応募資格審査書類一覧表	様式Ⅰ-1(応募資格審査書類一覧表)において『総合評定値通知書(経営事項結果通知書)の写し』を提出する旨の記載がありますが、設計企業などの工事業務の予定がない企業については提出の必要はないという理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
8	様式集					応募者の構成企業一覧表	様式Ⅰ-2(応募者の構成企業一覧表)において『業種名』の記載がありますが、具体的な記載例をお示し頂けますでしょうか。	設計企業、土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業、維持管理企業としてください。
9	様式Ⅰ-3					応募者の構成企業一覧表に記載する内容について	商号又は名称、住所又は所在地、代表者名は貴市入札参加有資格者名簿に記載された内容でしょうか。それとも、本社や本店の登記された内容でしょうか。	本市の入札参加有資格者名簿に記載された内容とします。
10	様式Ⅰ-4					委任状に記載する内容について	商号又は名称、住所又は所在地、代表者名は貴市入札参加有資格者名簿に記載された内容でしょうか。それとも、本社や本店の登記された内容でしょうか。	No. 9を参照。
11	様式Ⅲ-4-③～⑥					見積様式について	注釈に、提案内容により、適宜費目を訂正・追加のうえ記入することと数か所示されていることと、備考に様式は自由とお示しされていることから様式内の表は参考例との理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りですが、様式内の表のように項目が分かるようにしてください。
12	様式Ⅲ-4-⑤					維持管理費用計画C 記載年度の確認について	様式Ⅲ-4-⑤ 維持管理費用計画Cに記載の年度は、令和10年度～令和20年度になっていますが、令和4年度～令和16年度との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	左記のご理解の通り、令和4年度～令和16年度となります。
13	様式集					様式Ⅲ-4-⑤ 維持管理費用計画C の記載期間について	表中は令和10～29年度までとなっていますが、表題の令和4～16年度までが正と理解して宜しいでしょうか。	No. 12を参照。
14						様式Ⅲ-4-⑤ 維持管理費用計画C 様式Ⅴ-3-3-①② 修繕リスト(機械設備)、(電気設備)	様式Ⅲ-4-⑤、様式Ⅴ-3-3-①②には、更新対象の設備のうち更新まで(第1期)の設備及び更新対象の設備に含まれない機器・設備は、記載する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。仮に記載するにしても、実施の可否は貴市との協議であり、かつ想定外の修繕が発生した際には都度見積を提出するとの理解で宜しいでしょうか。	様式Ⅲ-4-⑤は更新対象の設備のうち更新まで(第1期)の設備及び第2期の更新後の設備、更新対象の設備に含まれない設備(第1期、第2期とも)について記載下さい。様式Ⅴ-3-3-①②は第2期の更新後の設備としてください。記載の通り、実施の可否は市との協議事項であり、想定外の修繕が発生した場合は左記のご理解の通りです。
15						様式Ⅲ-4-⑤ 維持管理費用計画	修繕費の費用は、表題では、令和4年～令和17年となっていますが、表中では20年目(令和29年度)まで見積ることになっています。13年目までの記載でよろしいでしょうか。	No. 12を参照。
16						様式Ⅲ-4-⑤ 維持管理費用計画Cについて	「若木浄水場等維持管理費用見積(令和4年4月～令和17年3月)」との記載がある一方で、表の中では令和10年度から29年度までの20年間の見積りを記載することになっていますが、期間としてはどちらが正でしょうか。 また、令和17年4月以降も記載が必要な場合、評価対象となるのでしょうか。	No. 12を参照。
17	様式Ⅵ-2					要求水準適合チェックリスト	募集要項等に関する質問により、要求水準書の修正等があった場合、9月9日の回答公表時にこの様式の修正があるという理解でよろしいでしょうか。	様式の修正があった場合、後日公表いたします。

18	様式集				様式V-1-1 基本方針に関する提案 【共通事項】について	「・添付資料は、各様式に記載する提案内容を補足するものであり、それ自体は評価の対象とならない。」とありますが、提案書様式の枚数が限られることから、様式中では概要を文面での表記とし、詳細（例：具体的な対象箇所等）は添付資料を参照とすることは可能と理解して宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
19	様式集				様式V-2-1～V-2-5 様式V-3-1～V-3-8 様式V-4-2 等 「その他独自提案」について	各様式の最終項に「○、その他独自提案」とありますが、事業者判定基準の表2では配点がありません。本項目は評価対象外で記載不要とし、独自提案があれば前段の各項目に振り分けて記載すると理解して宜しいでしょうか。	提案時の主な観点について各様式に記載していますが、その観点に当てはまらないが、各様式に関連する提案がある可能性を考慮し、その他独自提案という項目を設けていますので、各様式の中で評価対象となります。もちろん、前段の各項目に振り分けて記載するのでもかまいません。
20	様式集				様式V-2-3 機械設備に関する提案 について	「1. 取水施設」と施設ごとに区分されていますが、3浄水場（若木、羽川西、鶺鴒島）の各系統の取水施設の提案内容を集約して本項目に記載するとの理解で宜しいでしょうか。 また他の様式（例：V-2-1～V-2-5など）についても同様の理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
21	様式集				様式V-2-3 機械設備に関する提案 【添付資料】 ・設備容量計算書	設備容量計算書は事業者が必要と判断する項目で作成すると理解して宜しいでしょうか。要求水準書で既設と同様の仕様・容量を求められているもの（例：鶺鴒島浄水場の洗浄水ポンプ等）は作成不要と考えます。	設備容量計算書は既設と同様の仕様・容量かを確認する必要もありますので、要求水準書で既設と同様の仕様・容量を定めるものについても提出ください。
22	様式集				様式V-4-1 地域への貢献に関する提案 【添付資料】地元企業の関心表明書	「表 地元企業への分担計画表」に記載する構成企業・協力企業について添付が必要という理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
23	様式集				様式VI-1 添付資料一覧表 ページについて	一覧表へのページの記載について、（連番とする）とありますが、添付資料全体の通し連番でも添付資料番号ごとの連番（例：2-1（1）～（10））でも事業者提案でよいと理解して宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
24	様式集				様式VI-1 添付資料一覧表 資料番号について	添付資料番号について、「様式V-A」の場合、「A-1」「A-2」・・・とする。とありますが、必要により枝番をつけてよろしいでしょうか。 例：様式番号：様式V-4-1 → 添付資料番号：4-1-1	必要により枝番をつけていただいかまいません。
25	様式V-1-1				添付資料の表紙における様式について	「添付資料は「様式IV-表紙」を表紙とし、他の様式とまとめること。」とありますが、添付資料の表紙様式は、様式VI-表紙」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	左記のご理解の通りです。
26					様式V-1-3-① 設計企業が配置を予定する【管理技術者】について	保有資格を確認できる書類等も添付資料として提出が求められるとの理解で宜しいでしょうか。	保有資格は評価の対象となりますので、提出ください。
27					様式V-1-3-① 設計企業が配置を予定する【照査技術者】について	保有資格の欄が抜けていると思われるが、照査技術者についても、保有資格が評価の対象になるとの理解で宜しいでしょうか。 また、保有資格を確認できる書類等も添付資料として提出が求められるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 26を参照。
28					様式V-1-3-②について	「一業種について複数の企業で構成する場合は、JV比率が最も高い企業の担当者を記載する。」とありますが、実際の業務にあたってJV比率が低い企業は配置技術者の記入は、不要であるという理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
29					様式V-1-3-②について	担当する構成員が地元企業の場合、配置技術者は同種業務の実績が無くても配置可能という理解で宜しいでしょうか。 また、その場合に加点に影響はありますでしょうか。	同種業務の実績が無くとも配置可能ですが、実績は評価の対象となります。
30	様式V-1-3-③				受託水道業務技術管理者が現場業務責任者を兼ねる場合の取り扱い	受託水道業務技術管理者が現場業務責任者を兼ねる場合は、様式V-1-3-③はどのように取り扱えばよろしいでしょうか。ご教示ください。	兼ねる場合についてもそれぞれに記入の上、提出ください。
31	様式V-1-3-③				受託水道業務技術管理者の現場業務責任者としての実績業務について	注釈5に示された現場業務責任者として従事した実績は、維持管理企業代表者による認定もしくは発注者による認定によるものとの認識でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
32					様式V-2-2-① 主要建築物リスト 様式V-2-2-② 主要場内整備施設リスト 様式V-2-2-③ 主要様式撤去施設リスト	「建築物がある場合は下表に示すこと。ない場合は該当なしとすること。」の表記から、「今回対象施設」のみ記載（継続利用設備は不要）すると理解して宜しいでしょうか。 また、様式V-3-2-① 点検リスト（建築物）において「主要建築物リスト（様式V-2-2-①）に記述された建築物を対象とし、名称および番号を整合させること。」とありますが、本項では様式V-3-2-①に記載の設備（更新＋継続利用）から今回対象（継続利用を除く）を抜粋して記載すると理解して宜しいでしょうか。	今回整備を行う施設がある場合（工作室を想定）を記載下さい。継続利用設備は不要です。そのため、様式V-2-2-①は今回整備を行う施設について記載し、様式V-3-2-①は様式V-2-2-①に記述された今回整備を行う建築物を対象として記載となります。ここに含まれない継続利用施設の点検については様式V-3-2に記載下さい。
33					様式V-2-3-① 主要機械設備リスト 様式V-2-4-① 主要電気設備リスト 様式V-2-4-② 主要計装設備リスト 様式V-2-4-③ 主要監視制御設備リスト	様式V3-2-②～⑤の点検リストでは本様式との整合性（名称および番号）を求められていますが、様式V3-2-②～⑤は維持管理にかかる提案事項のため継続利用施設も含めて記載し、本リストは主に設計施工に係る提案事項のため今回更新対象設備等を浄水場毎にリストに記載すると理解します。（対象外設備も記載すると更新対象が不明となるため。主要建築物リストに準ずる。） よって、V-3-2-②～⑤から更新設備を抜粋して記載するものと理解して宜しいでしょうか。	建築物を機械設備に読み替えてNo. 32を参照ください。

34					<p>様式V-3-2-① 点検リスト (建築物)</p> <p>様式V-3-2-② 点検リスト (機械設備)</p> <p>様式V-3-2-③ 点検リスト (電気設備)</p> <p>様式V-3-2-④ 点検リスト (計装設備)</p> <p>様式V-3-2-⑤ 点検リスト (監視設備)</p>	<p>維持管理の提案事項のため、更新後時点での「更新設備」および「継続利用設備」の点検リストを浄水場ごとに記載するという理解で宜しいでしょうか。(更新前の設備は除く)</p>	<p>No. 32、33を参照。</p>
35					<p>様式V-3-3-① 修繕リスト (機械設備)</p> <p>様式V-3-3-② 修繕リスト (電気、計装、監視設備)</p>	<p>「様式V-2-3-① (または様式V-2-4-①～③) に記述された設備を対象とし」とありますが、維持管理の提案事項のため、点検リスト (様式V-3-2-②～⑤) に準じて、更新後の「更新設備」および「継続利用設備」のうち、計画的修繕を行う設備を抜粋して記載するという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>本様式では更新設備を対象として記載下さい。本事業期間内で点検を行うが、修繕は行わないものについても頻度等を参考とするため本様式に記載下さい。なお、本事業内で継続利用施設については様式V-3-3に記載とします。</p>
36					<p>全体</p>	<p>A4×2枚以内という様式については、A3×1枚以内と読み替えてもよろしいでしょうか。</p>	<p>読み替えていただいてもかまいません。</p>
37					<p>全体</p>	<p>各様式の添付資料については、その様式の直後ではなく、別途インデックスを設けてまとめて提出することとなっております。例えば、様式V-2-3「機械設備に関する提案」においては、容量計算書、図面類が、この様式とは離れた場所に整理されることとなりますが、その方式でよろしいでしょうか。関連性の高い様式に近いほうが、評価しやすいと考えております。</p>	<p>原案の通りとします。</p>

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 基本協定書（案）に関する質問への回答書

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項			
1	1	3	2		発注者及び受注者等の責務について	発注者及び若木浄水場等更新整備及び維持管理事業者選定審査委員会の要望事項又は指摘事項が要求水準を超えるもので、技術提案にも記載がない場合には、設計変更の対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
2	2	8	1		事業契約の締結について	各事業契約は、募集要項にて指定された形式及び内容で締結すると定められておりますが、内容について加筆をすることは可能でしょうか。	契約交渉時に市と協議とします。
3	2	8	1		事業契約の締結について	内容加筆が可能な場合、どのような手続きを取ればよろしいでしょうか。	手続きについては契約交渉時に市と協議とします。
4	3	10	2		事業契約の不調	前段に「前項の場合以外の場合」とありますが、第1項に定める事業契約が締結に至らなかった場合においても、当該不調について貴市または事業者が帰責事由がある場合は、本項に基づいて当該当事者が損害賠償責任を負うものと理解して相違ありませんでしょうか。	左記のご理解の通りです。基本協定書（案）を修正します。
5	3	10	2		事業契約の不調	後段に「違約金」とあるのは、前段に定める損害賠償金の金額を指すご趣旨でしょうか。	左記のご理解の通りです。基本協定書（案）を修正します。
6	3	11	2		秘密保持	相手方の秘密情報に基づかず、受領者が独自に創出した情報についても秘密情報から除外していただきたく、ご検討をお願いいたします。	相手方から秘密情報として受領した情報に基づかない場合は左記のご理解の通りです。基本協定書（案）を修正します。
7	3	11	2	(3)	秘密保持	開示者の責に帰すべき事由によって公知となった場合は秘密情報から除外すべきと思料いたしますので、「相手方に対する開示の後に、当該相手方の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報」と変更していただきたく、ご検討をお願いいたします。	質問内容を踏まえ、基本協定書（案）を修正します。
8	3	11	3		秘密保持について	本項各号に記載する開示を行う場合でも、秘密保持が行われるように必要な措置を講じて頂けませんでしょうか。	質問内容を踏まえ、基本協定書（案）を修正します。
9	3	11	3		秘密保持について	「発注者が、維持管理業務を受注者以外の第三者に委託する場合」とありますが、受注者以外に維持管理業務を委託することがあるのでしょうか。	維持管理業務委託契約書（案）第43条に定める契約の一部を解約した場合、その解約部分を委託する場合や、次期事業者の選定時等が考えられます。
10	4	11	3	(6)	秘密保持	「発注者が維持管理業務を受注者以外の第三者に委託する場合」とありますが、維持管理業務委託契約が締結に至らなかった場合、または解除された場合を想定されているものと理解して相違ありませんでしょうか。	左記のご理解の通りです。
11	4	11	3	(6)	秘密保持	受注者の技術情報等、第三者への開示によって受注者の利益が害される場合がありますので、6号所定の開示は、必要最小限度に限定していただきたく、ご検討をお願いいたします。	No.8及び本質問を踏まえ、基本協定書（案）を修正します
12	4	11	3		秘密保持	秘密情報の開示について、知的財産や個人情報の開示が含まれる場合は、犯罪捜査等を除いて開示範囲は事前協議としていただけないでしょうか	権限のある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合以外は開示範囲について事前協議とします。
13	5	14	3		本協定の有効期間	時の経過による情報の陳腐化と情報管理の負担とのバランスの観点から、第11条（秘密保持）の効力の存続期間を、基本協定の有効期間満了後5年程度に限定していただきたく、ご検討をお願いいたします。	原案の通りとします。

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 基本契約書（案）に関する質問への回答書

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
1	2	6	1			本事業に関し発注者及び受注者が締結すべき契約について	発注者と設計建設JVが設計建設業務請負契約を締結することに関して、この契約を構成する図書は何か（例えば、基本契約書、設計建設業務請負契約書、技術提案書、要求水準書、実施方針書など）を具体的にご提示願います。またそれら構成図書間の優先順位についてもご提示願います。	優先順位としては各契約書（案）、募集要項等、事業者提案書の順とし、募集要項等のうち要求水準書に記載された業務要求水準よりも提案内容が上回る場合は事業者提案を優先します。これに伴い設計建設業務請負契約書（案）、維持管理業務委託契約書（案）を修正します。
2	2	6	2			本事業に関し発注者及び受注者が締結すべき契約について	発注者と維持管理JVが維持管理業務委託契約を締結することに関して、この契約を構成する図書は何か（例えば、基本契約書、維持管理業務委託契約書、技術提案書、要求水準書、実施方針書など）を具体的にご提示願います。またそれら構成図書間の優先順位についてもご提示願います。	No.1を参照。
3	2	6	1 2			本事業に関し発注者及び受注者が締結すべき契約	基本契約締結後に設計建設業務請負契約及び維持管理業務委託契約を締結することを前提とした規定と理解しておりますが、基本協定書（案）第8条第2項第2号及び第3号によると、上記各契約は基本契約と同日付で締結することとされています。建設業務請負契約及び維持管理業務委託契約の締結時期につき、基本契約締結後と基本契約締結と同時のいずれが正しいか、ご教示ください。	実施方針書に示す通り、基本契約書（案）、設計建設業務請負契約（案）及び維持管理業務委託契約（案）は3つの契約をまとめて事業契約としておりますので、基本契約締結と同時となります。
4	2	7	3			契約金額	消費税額に関する改正があった場合、事業契約の変更について協議することとされていますが、設計建設業務請負契約書別紙3（リスクとその責任分担）No.1.4並びに維持管理業務委託契約書別紙2（リスクとその責任分担）No.1.4記載のとおり、消費税額が増額された場合は、別段の合意がなければ当該増額にかかる部分は貴市にてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	左記のご理解の通りです。
5	3	12				第12条 要求水準不充足に関する責任	引渡しをした日から10年間で規定されている要求水準不充足について設計・建設JVが負う責任に関する部分は、民法改正に準拠して作成されている貴市より提示されました設計建設業務請負契約書第7.3条に準ずるよう修正頂けるとの理解で宜しいでしょうか。10年の期間が残る場合においてもその要求水準不充足が受注者の故意、又は重大な過失により生じた場合に限るとの理解で宜しいでしょうか	要求水準不足の原因が受注者の故意、又は重大な過失により生じた場合に限定されるわけではありません。基本契約書（案）第1.2条 要求水準不充足に関する責任 第1項は、整備対象施設に対して要求水準を満たさない場合の責任存続期間を引渡しから10年と定めるものであり、本項では要求水準を満たさない原因が整備対象施設の契約不適合にある場合も含まれるので、その場合は、設計建設業務請負契約書（案）第7.3条 契約不適合責任期間等が適用されることとなります。なお、対象が本施設となっていたため、整備対象施設に修正します。
6	3	12				要求水準不充足に関する責任	引渡後10年もの長期間に亘って設計・建設JVの構成員が責任を追い続けること、及び、設計・建設業務の対象外である整備対象施設以外の本施設についてまで責任を負うことは、当該構成員に対し、不合理に過大な負担を負わせるものであり妥当でないと思いました。要求水準不充足について設計・建設JVが負う責任は、設計・建設業務の対象である整備対象施設に対し、設計建設業務請負契約書（案）第7.3条所定の契約不適合責任期間に限定されると理解して相違ありませんでしょうか。	No.5を参照。
7	3	12	1			要求水準不充足に関する責任	要求水準書に規定された要求水準を満たしていないと「発注者が合理的に判断した場合」とありますが、客観的に要求水準の不充足が認められる場合、との趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	左記のご理解の通りです。

8	3	12	1			要求水準不充足に関する責任	維持管理業務委託契約第22条及び第29条に定める改善業務は運用上の努力義務、第45条は維持管理上の運用で受注者の責において生じた損害の補償責任を指すと存じ上げます。一方で本第12条が指す引き渡し後の10年を経過するまでの期間中に判断された契約不適合とは、建設工事における設備上の不適合を指しているのではないのでしょうか。連帯してこれを負担するとは、不適合改善まで、維持管理JVとして運用努力による改善に協力する意味として理解してよろしいでしょうか	左記のご理解の通りです。
9	3	12	2			要求水準不充足に関する責任	本施設の不適合か、維持管理の不履行による要求水準未達かが判別できない場合は、維持管理業務委託契約第38条の減額応分を建設と維持管理双方で折半して負担すべしとの規定でしょうか	要求水準を満たしていない原因が判別できない場合でも改善義務や負担する債務を免れるものではないとの規定であり、建設と維持管理の負担割合について言及しているものではありません。
10	3	12	1			要求水準不充足に関する責任	設計建設業務請負契約書の第73条では、契約不適合責任期間が2年。住宅新築請負契約では10年とされています。本契約書の12条で10年を経過するまでの、と記載されている点は、あくまでも住宅新築請負契約に該当するもののみ、という理解で宜しいでしょうか	新設する場合、工作室に対しての契約不適合責任期間は10年と考えておりますので、設計建設業務請負契約書（案）を修正します。
11	3	12	1	1	2	要求水準不充足に関する責任について	本条では「…引き渡しを受けた日から10年を経過するまで」と記載がありますが、設計・建設請負契約書第73条では「…引き渡しを受けた日から2年以内」との記載があります。10年の対象として、建築物である工作室が該当し、その他設備については、2年という解釈でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
12	3	12	1			要求水準不充足に関する責任について	「設計建設業務請負契約第60条の規定・・・」とされておりますが、契約不適合期間に関する定めであるならば第73条ではないのでしょうか。	基本協定書（案）を修正します。
13	3	12	1			要求水準不充足に関する責任について	本項において要求水準未達に対する責任追及が可能な期間として、契約不適合期間とは別に10年間と定められておりますが、本項に定める責任は、どのような法的性質かご教示ください。契約不適合責任期間が経過したものを債務不履行責任として追及されているのでしょうか、それともまとめて維持管理業務の契約不適合責任として追及されているのでしょうか。	No. 5を参照。
14	3	12	2			要求水準不充足に関する責任について	本項は法的性質に因らず責任追及されるという趣旨にも読むことができます。その場合、要求水準不充足という結果をもって責任追及され、契約不適合責任期間による免責が実質上意味をなさなくなるのではないのでしょうか。	整備対象施設に対して要求水準書を満たしていない場合に義務の負担を免れるものではないという趣旨となります。対象を本施設から整備対象施設として修正します。
15	3	12	3			要求水準不充足に関する責任について	「本施設について要求水準書に規定された要求水準を満たしていないと・・・」とありますが、「本施設」には整備対象施設以外にも、整備の対象外である継続利用施設、並びに場外施設一式も含まれます。要求水準不充足に関する責任（契約不適合責任）の対象となるのは、整備対象施設のみではないのでしょうか。	左記のご理解の通りです。
16	4	15	2			秘密保持	相手方の秘密情報に基づかず、受領者が独自に創出した情報についても秘密情報から除外していただきたく、ご検討をお願いいたします。	基本協定書（案）に関する質問への回答書No. 6を参照。
17	4	15	2	(3)		秘密保持	開示者の責に帰すべき事由によって公知となった場合は秘密情報から除外すべきと思料いたしますので、「相手方に対する開示の後に、当該相手方の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報」と変更していただきたく、ご検討をお願いいたします。	基本協定書（案）に関する質問への回答書No. 7を参照。
18	4	14	2			債務不履行等	設計建設業務請負契約が解除された場合、発注者は維持管理業務委託契約を解除することができるについて、維持管理業務委託契約書の第43条の解除要件に該当しないことを前提とし、100分の10に相当する違約金は免除されるとして理解してよろしいでしょうか	維持管理業務委託契約書（案）の第43条 発注者の解除権の解除要件に該当しなければ違約金の発生はありません。
19	4	15	3			秘密保持	秘密情報の開示について、知的財産や個人情報の開示が含まれる場合は、犯罪捜査等を除いて開示範囲は事前協議としていただけないでしょうか	基本協定書（案）に関する質問への回答書No. 12を参照。
20	5	15	3	(6)		秘密保持	「発注者が維持管理業務を受注者以外の第三者に委託する場合」とありますが、維持管理業務委託契約が事業期間の終了前に解除等によって終了した場合及び期間の満了によって終了し、次期の維持管理事業者に業務を委託される場合を想定されているものと理解して相違ありませんでしょうか。	基本協定書（案）に関する質問への回答書No. 9、10を参照。
21	5	15	3	(6)		秘密保持	受注者の技術情報等、第三者への開示によって受注者の利益が害される場合がありますので、6号所定の開示は、必要最小限度に限定していただきたく、ご検討をお願いいたします。	基本協定書（案）に関する質問への回答書No. 11を参照。



22	5	16	3			<b>本契約の有効期間</b>	時の経過による情報の陳腐化と情報管理の負担とのバランスの観点から、第15条（秘密保持）の効力の存続期間を、基本協定の有効期間満了後5年程度に限定していただきたく、ご検討をお願いいたします。	基本協定書（案）に関する質問への回答書No. 13を参照。
23	5	15	3	(6)		<b>秘密保持について</b>	「(6)発注者が、維持管理業務を受注者以外の第三者に委託する場合」とありますが、受注者以外に維持管理業務を委託するのはどのような場合でしょうか。	基本協定書（案）に関する質問への回答書No. 9、10を参照。

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 設計建設業務請負契約書（案）に関する質問への回答書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	1	(13)				用語の定義	作成の主体が示されておりませんが、「設計図書等」とは受注者が作成する書類をいうものと理解して相違ありませんでしょうか。	左記のご理解の通りです。
2	1	(13)				用語の定義	「設計図書」及び「完成図面」の内容をご教示ください。	設計図書は基本設計、詳細設計の図面、完成図面は竣工図となります。
3	2	1	1			第1条 総則	括弧内に「本契約」の定義があります。一方、1頁「用語の定義」の(2)にも「本契約」の定義が定められていますが、いずれを正とすればよろしいでしょうか。	重複するため修正します。
4	2	1	1			第1条 総則	募集要項「等」に含まれる書類をご教示ください。また、「募集要項等」と要求水準書との優劣をご教示ください。	募集要項第1章 募集要項の位置づけに記載された資料をご参照ください。
5	2	1	1	4		総則について	「受注者は知りえた秘密を漏らしてはならない」とありますが、これは基本協定書で規定されている秘密保持協定と同じ内容という理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
6	2	1	14			第1条 総則	第1条第4項と内容が重複するように思われるのですが、各項の対象事項及び義務内容の違いをご教示ください。	設計建設業務請負契約書（案）を修正します。
7	3	7	1			第7条 工程表及び工事費内訳書	「要求水準書に基づいて」とありますが、具体的な記載箇所をご教示ください（要求水準書3頁、2.4、2）記載の「施工計画書」とは別の書面でしょうか。）。	「要求水準書に基づいて」は要求水準書に記載されている内容全体を示しており、特定の箇所を示すものではありません。なお、本事業の工程表であり、施工計画書ではありません。
8	5	11	1			第11条 承諾を求める手続	本項にいう「承諾」とは、第9条第1項に定める貴市のご承諾を指すご趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	左記のご理解の通りです。
9	5	11	1			第11条 承諾を求める手続	譲渡若しくは「承継に係る」契約とありますが、第9条第1項規定のとおり、譲渡以外の事由による権利義務の承継については、貴市のご承諾を要しないものと理解しております。かかる理解に相違ありませんでしょうか。	譲渡以外に分社化による事業承継等を想定し、設計建設業務請負契約書（案）を修正します。
10	6	14	2			第14条 監督員	「要求水準書に定めるところにより」とありますが、具体的な記載箇所をご教示ください。	要求水準書において、本市に対して提出、確認、承諾を求めている項目は複数ありますが、それらに対して権限を有しているという規定となります。
11	7	15				第15条 業務主任技術者	「受注者は、業務の技術上の管理を行う業務主任技術者を定め、」に関して、本条で言う「業務主任技術者」とは、要求水準書1章5項4）号で言う「統括責任者」と同一でしょうか。また、異なる場合、兼務は可能でしょうか。	業務主任技術者は設計期間の管理技術者に相当しますので、統括責任者と異なるものとなります。なお、兼務は可能です。
12	7	15	2			第15条 業務主任技術者	業務主任技術者の権限と、第17条第2項に定める現場代理人の権限の内容が重複するようですが、両者の権限分担をご教示ください。	業務主任技術者は設計期間の管理技術者に相当しており、業務主任技術者は設計期間、現場代理人は建設期間の権限分担となります。
13	7	15	2			第15条 業務主任技術者	「第23条第1項の請求の受理」及び「同条第2項の決定及び通知」とは、それぞれ何を指すのかをご教示ください。	設計建設業務請負契約書（案）を修正します。
14	7	16	1			第16条 照査技術者	「業務主任技術者に定めがある場合」とはどのようなご趣旨かをご教示ください。	「要求水準書に定めがある場合」の誤りですので修正します。

15	7	16	1		第16条 照査技術者	「成果物」とは設計成果物を指すご趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	左記のご理解の通りです。
16	7	17	1		第17条 現場代理人及び主任技術者	現場代理人の設置時期は施工業務の開始時と理解して相違ありませんでしょうか。	左記のご理解の通りです。
17	8	20	2		第20条 本施設的设计	「本契約等」とは何を指すご趣旨かご教示ください。	若木浄水場等更新整備及び維持管理事業に係る設計建設業務請負契約書並びに募集要項等及び技術提案書を内容とする工事の請負契約を指しています。
18	9	21	2		第21条 設計図書等の提出	「その他不適切な内容を含むと認められる場合」との点につき、受注者による設計図書等の変更は、契約書等に反する場合や関係法令等における要求事項を満たさない場合に行えば足りるものと思料いたします。したがって、「その他不適切な内容を含むと認められる場合」との点は削除いただくか、契約書等に反する場合及び関係法令等における要求事項を満たさない場合以外に、設計図書等の変更を要する場合は想定されるのであれば、少なくともその具体的な内容を契約書に明記いただく必要があるものと考えておりますので、ご検討をお願いいたします。	原案の通りとします。
19	9	21	2		第21条 設計図書等の提出	「設計図書等の提出の日から14日以内に受注者に対してその旨を書面に通知しなければならない。」に関して、14日を越えて書面による通知が無い場合には、その設計図書等は発注者により承認されたと理解してよろしいでしょうか。	提出は「書類の誤り、不足及び修正部がなく、発注者が受理した状況」を指しますので、出すという行為だけで提出とはなりません。上記の定義を踏まえて、通知がない場合は催促、確認等を行っていただくようお願いいたします。
20	9	22	3		第22条 設計図書等の著作権	著作権人格権の不行使につき、貴市以外の第三者に対しての行使は禁止されないものと理解して相違ありませんでしょうか。	著作権人格権の不行使特約はありませんが、当該著作物をみだりに公表することを避けるため、設計建設業務請負契約書(案)を修正します。
21	9	23	1		第23条 工事材料の品質及び検査等	「要求水準書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。」に関して、中等の品質を有するものであれば海外製の工事材料も使用可能との理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
22	9	23	1		第23条 工事材料の品質及び検査等	「要求水準書に定めるところによる」とあるのは、要求水準書及び契約書等に定めるところによる、とのご趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	左記のご理解の通りです。
23	11	26	3		第26条 工事用地の確保等	冒頭に「受注者は」とありますが、要求水準書38頁、2.6.2.イ)において、土壌汚染によって本事業の遂行に大きな影響がある場合は貴市の責任において対応される旨記載されているとおり、本項に定める措置を講じる義務を負うのは貴市であるとの理解で相違ありませんでしょうか。かかる理解でよろしければ、疑義を避けるため、冒頭の「受注者は」との記載は削除いただきたく、お願いいたします。	左記のご理解の通りです。設計建設業務請負契約書(案)を修正します。
24	12	8	28		発注者モニタリングについて	発注者モニタリングの具体的な頻度に関してご教示ください。	要求水準書に関する質問への回答書No.25を参照。
25	12	28			第28条 発注者モニタリング	「発注者が定める」要求水準の具体的内容をご教示ください。	要求水準書に関する質問への回答書No.27を参照。
26	12	28			第28条 発注者モニタリング	本条の貴市によるモニタリングにかかる費用は、募集要項7頁、2.1.1.3)記載のとおり、貴市において負担されるものと理解して相違ありませんでしょうか。	本市のモニタリングにかかる費用は本市で負担となりませんが、募集要項7頁 2.11.1)に記載されている本市のモニタリングに対する書類提出、会議体の開催及び現地確認協力等については事業者の負担については事業者側で見込むものとなります。
27	12	9	30		変更及び中止等	(1)～(4)の要求水準書の訂正又は変更事項の提議は、設計段階から判明した場合も調査を請求できるとしてよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
28	12	9	30		変更及び中止等	要求水準書の訂正又は変更が見込まれる事案がすでに露見している場合、提案事項として明記し、全体見積り金額から除外して別途協議扱いとしてよろしいでしょうか。	要求水準書の訂正又は変更が確定でないこと、金額から除外した場合に価格点の公平な判断ができないことから除外しないものとします。
29	13	9	30	1	(4) 条件変更等について	「(4)要求水準書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態・・・」とありますが、既設バルブが何らかの理由によって全閉できないといった不具合により工期延長・工事費増となった場合も、ここに記載の特別な状態であるという理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
30	13	30	4		第30条 条件変更等	各号の場合は、いずれも設計成果物については受注者が、第5項に基づき貴市の費用負担で変更を行うものと理解して相違ありませんでしょうか。	左記のご理解の通りです。
31	13	31			第31条 要求水準書及び設計図書等の変更	受注者への通知により、設計図書等を変更できることとされておりますが、受注者が作成したものについては、受注者が本条後段に基づき貴市の費用負担で変更を行うものと理解して相違ありませんでしょうか。	設計図書等を変更する場合のすべてではなく、必要があると認められる場合となります。

32	15	37	1			第37条 請負代金額の変更方法	請負代金額の変更を行うことについて「やむを得ない事情があるとき」には協議の申し入れができ、協議が整わない場合は貴市において変更について定める旨規定されていますが、請負代金額の変更は受注者の利益に重大な影響を及ぼすことから、請負代金額の変更を行い得る場合については、契約書において具体的に明記する必要がありますと思料いたします。 この点から、公共工事標準請負約款第25条(B)に倣い、冒頭から第2文冒頭の「この場合において、」までの文言は削除いただきたく、お願いいたします。	該当部は無制限に請負代金の変更が可能であるかのような誤解を招かないための記載となっておりますので、原案の通りとします。
33	15	37	1			第37条 請負代金額の変更方法	7日以内に協議が整わない場合は貴市が請負代金額の変更について定めることとされていますが、協議に要する期間としては不十分であると考えておりますので、14日ないし21日への変更をご検討願います。	原案の通りとします。
34	15	38	2			第38条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	賃金水準又は物価水準の変動により請負代金を変更する場合の変更額につき、左記第38条第2項では「変動前残工事代金額…と変動後残工事代金額…との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額」とありますが、 募集要項第9章第4節【参考：請負代金額の変更方法】では「工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相当する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額」とされています。 設計建設業務請負契約書(案)第1条第1項にあるとおり、左記第38条第2項の規定が優先するものと理解して相違ありませんでしょうか。	募集要項に関する質問への回答書No.44を参照。
35	15	38	3			第38条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	『変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。』とございますが、こちらの物価指数は、例えば、機器費：日銀企業物価指数/汎用機器、材料費：日銀企業物価指数/鉄鋼 or 金属製品、労務費：栃木県労務単価といった指標で御検討頂くとの理解で宜しいでしょうか。具体的な指標があれば御教示願います。	用いる指標も含めて協議とします。
36	15	38	4			第38条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。」に関して、2号における変動後残工事代金額には請求日時点で未着工の浄水場の請負代金も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。例えば、鶯島浄水場建設工事に1回目の請求が行われた場合には、その時点で未着工の羽川西浄水場及び若木浄水場の請負代金についても、変動後残工事代金額の一部として請負金額の変更を請求できると理解してよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
37	16	39	1			第39条 法令等の変更に伴う通知の付与	「本契約締結日以降に法令等が変更されたことにより、」に関して、受注者は入札日において既にその時点の法令等に基づいて提案内容と応札金額を決めており、入札日以降本契約締結日までの期間の法令等の変更に対しても本条が適用されるべきと考えます。 入札日以降本契約締結日までの期間の法令等の変更についても、第39条の適用を考慮頂けると理解してよろしいでしょうか。	本条項は事業契約締結前の法令等変更については適用されません。通常、法令の変更は施行前に公布という段階があると思いますので、応札と事業契約締結までの僅か3か月間に対して配慮する必要は少ないこと、仮に当該法令等変更により事業契約締結に至らない場合は、両者の責めによらずして事業契約が締結に至らなかった場合として賠償責任がないことが基本協定書第10条第1項にて確認されますので、不測の法令変更への対応策は十分講じられていると考え、原案の通りとします。
38	16	39	1			第39条 法令等の変更に伴う通知の付与	「追加費用」とは事業者における追加費用のみを指し、貴市において追加費用が発生する場合は含まないものと理解して相違ありませんでしょうか。	左記のご理解の通りです。
39	18	44	7			第44条 不可抗力による損害	第7項において「前項の協議」開始の日の決定に関して定められていますが、第6項には協議に関する規定はありませんので、第7項は削除いただきたく、お願いいたします。	設計建設業務請負契約書(案)を修正します。
40	18	45	2			第45条 検査及び引渡し	本項に定める「検査」は、要求水準書37頁、2.4.2)、オ)にいう「竣工検査」を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。 また、要求水準書36頁2.4.2)、ウ)に記載されている試運転と本項に定める「検査」の先後をご教示ください。	前段は出来高検査及び竣工検査を指しています。後段は試運転が先で、検査が後となります。
41	18	45	2			第45条 検査及び引渡し	「発注者は、(中略)工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならぬ。」に関して、工事の完成を確認する検査の項目や内容、期間に関しては事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。もしも、発注者側に上記完成検査の要求事項がある場合にはご開示頂けませんでしょうか。	協議によるものとします。
42	18	45	2及び3			第45条 検査及び引渡し	工事施工の途中における破壊検査を、「必要があると認められる」ことのみをもって行い得ることとされていますが、かかる取り扱いは施工中の破壊検査の要件について定めた第27条第2項ないし第4項の意義を没却してしまいますので、本項に基づく工事施工の途中における検査においても、第27条第2項及び第3項に定める場合においてのみ破壊検査を行うことができるものとしていただきたく、お願いいたします。	原案の通りとします。
43	18	45	3			第45条 検査及び引渡し	「発注者が別に定めるところにより」とありますが、当該「定め」の具体的な内容をご教示ください。	設計建設業務請負契約書(案)を修正します。
44	19	46				第46条 臨時検査	臨時検査とは、具体的にどのような場面を想定されているのか、ご教示ください。	モニタリング結果から要求水準未達が考えられる場合等を想定しています。

45	19	46	2			第46条 臨時検査	工事施工の途中における破壊検査を、「必要がある」とのみをもって行い得ることとされていますが、かかる取り扱い、施工中の破壊検査の要件について定めた第27条第2項ないし第4項の意義を没却してしまいますので、本項に基づく工事施工の途中における検査についても、第27条第2項及び第3項に定める場合においてのみ破壊検査を行うことができるものとしていただきたく、お願いいたします。	No. 42を参照。
46	19	47				第47条 監督又は検査の委託	貴市が本条に基づいて監督又は検査を第三者に委託された場合、委託事項に関しては、監督員の権限から除外されるものと理解して相違ありませんでしょうか。	市から第三者の委託を行った場合でも監督員の権限は移転されません。
47	20	51	1			第51条 保証契約の変更	第1文と第2文が同内容ですので、いずれか削除願います。	設計建設業務請負契約書（案）を修正します。
48	21	53	1			第53条 部分払	ただし書きにある「別表」の内容をご教示ください。	別表ではなく、57条第3項となるため、設計建設業務請負契約書（案）を修正します。
49	21	53	3			第53条 部分払	「要求水準書に定めるところにより」とありますが、具体的な記載箇所をご教示ください。	該当部がないため設計建設業務請負契約書（案）を修正します。
50	22	54	1			第54条 部分引渡し	「工事目的物について、発注者が要求水準書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、」に関して、羽川西浄水場、鶴島浄水場、若木浄水場の三浄水場の更新整備（設計及び建設）に対しては、三浄水場それぞれが個別に「指定部分」として部分引渡しの対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
51	22	54	1			第54条 部分引渡し	「工事目的物について、発注者が要求水準書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、」に関して、羽川西浄水場、鶴島浄水場、若木浄水場の三浄水場の更新整備（設計及び建設）に対しては、三浄水場内のそれぞれの工種別かつ設備毎で個別に「指定部分」として部分引渡しの対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	浄水場単位での部分引き渡しを想定していますが、三浄水場内のそれぞれの工種別かつ設備毎での部分引渡しについては事業者提案を基に市と協議とします。
52	22	55				第55条 債務負担行為及び継続費に係る契約の特則	提案する工期と出来高想定額に沿って「設計建設業務請負契約書」において支払限度額を定めて載けるという理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
53	26	63	(5)			第63条 発注者の催告による解除権	「第46条第1項の履行の追完」は「第60条第1項の履行の追完」の誤記ではないでしょうか。	設計建設業務請負契約書（案）を修正します。
54	30	71	5			第71条 発注者の損害賠償請求等	本項は損害賠償の予定を定めるものと理解して相違ありませんでしょうか。	第1項第1号が適用される場合、同号に基づき損害賠償することができますし、発注者の選択により、第5号記載の金額を請求することができるため、後者の場合には損害賠償の予定を定めるものとなります
55	31	73	9			契約不適合責任期間等	住宅新築請負契約である場合には、と記載がありますが、そういったものはあるのでしょうか。	本事業では該当するものではありません。
56	31	13	73	9		住宅の品質確保の促進等に関する法律の適用について	本契約は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する「住宅新築請負契約」には該当しない、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No. 55を参照。
57	32	75	1			第75条 火災保険等	「要求水準書に定めるところにより」とありますが、具体的な記載箇所をご教示ください。	該当部がないため修正します。
58	35	別紙1				別紙1 情報セキュリティポリシーの遵守	「相手方」とありますが、「発注者」とのご趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	左記のご理解の通りです。
59	38	別紙3	No. 29			No. 29 安全確保	受注者が耐震補強を行う沈砂池等の既存施設については貴市の分担範囲に含まれておりませんが、これらについても、事業者が行った耐震補強以外について不備があった場合は、当該不備による見学者の損傷のリスクは貴市においてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	左記のご理解の通りです。
60	38	別紙3	1/3	16~22		リスク分担表（案） 1/3：共通事項（1）、No. 16~22、段階：共通、リスクの種類：社会について	住民対応や環境問題で今回の処理場並びにその周辺で既に指摘されている問題点がございましたらご教示ください。	「若木浄水場内樹木の枝が場外に伸びてしまった、並びに、落ち葉が場外道路に散乱したこと」から、清掃・枝の伐採の要望を受け、実施した事例があります。清掃については、継続して実施しています。
61	39	別紙3	2/3	35		リスク分担表（案） 2/3：共通事項（2）、No. 35、段階：共通、リスクの種類：情報漏洩について	受注者の従業員個人情報だけでなく、技術情報等の秘密情報全般についても追加して頂けませんでしょうか。	追加します。
62	40	別紙3	3/3	56		リスク分担表（案） 3/3：調査・設計・工事、No. 56、段階：工事、リスクの種類：工事費増大について	発注者の帰責事由には、事前にいただいた資料と現場状況の大きな乖離に伴う施工計画や施工方法の変更も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
63	40	別紙3	3/3	58		リスク分担表（案） 3/3：調査・設計・工事、No. 58、段階：工事、リスクの種類：工事費増大について	「上記以外の事由による工事費の増大」が受注者の負担となっていますが、関連工事（別途発注）の受注者等の第三者の責による場合も考えられるため、受注者の負担となるのは「受注者の帰責事由による工事費の増大」としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。

64	40	別紙 3	3/3	63	<p>リスク分担表（案） 3/3：調 査・設計・工事、No.63、段階： 工事、リスクの種類：引渡前損 害について</p>	<p>「上記以外の事由による引渡前損害」が受注者の負担と なっていますが、関連工事（別途発注）の受注者等の第 三者の責による場合も考えられるため、受注者の負担と なるのは「受注者の帰責事由による引渡前損害」として いただけないでしょうか。</p>	<p>原案の通りとします。</p>
----	----	---------	-----	----	---	---	-------------------

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 維持管理業務委託契約書（案）に関する質問への回答書

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項			
1	2	1	2	2	本委託の業務範囲について	水道法第24条の3に規定する第三者委託とする、とありますが前委託契約で別途行っている業務がございますらご教示ください。	ありません。
2	3	1	4		関係法令の遵守	河川法の記載がありますが、維持管理に必要な河川の軽微な浚渫は、河川法第二十条に定める政令で定める軽易なものとして、河川管理者の承認を要しないと認識してよろしいでしょうか。	許可工作物の必要な管理である業務につきましては、河川法施行令第15条の4第2項により河川管理者の許可は必要としません。
3	3	1	4		関係法令の遵守	河川法の記載がありますが、維持管理に必要な軽微な浚渫は第二十七条に定める政令で定める軽易なものとして、河川管理者の承認を要しないと認識してよろしいでしょうか。	No. 2を参照。
4	3	1	4		関係法令の遵守	河川法の記載がありますが、第三十四条権利の譲渡について、若木浄水場取水塔に設定された水利権を羽川西浄水場取水塔に一部移行する場合も、本条項の譲渡に当たると理解してよろしいでしょうか。	河川法上の権利の譲渡に関しましては、本市の所掌になります。
5	3	2	7		業務委託期間について	令和4年4月1日の業務委託期間前に、現場知識の習得や現場状況を把握する目的で、弊社もしくはコンソーシアムの費用で維持管理従業員を独自に配置することは可能でしょうか。	要求水準書P.39 3.1 2)の通り、維持管理業務の習熟を行ってください。
6	3	2	8		受託水道業務技術管理者について	受託水道業務技術管理者は水道法が規定する要件を満たしかつ本契約書第8条を満たす者1名の専任及び配置という理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
7	4	2	9	2	業務責任者について	業務責任者について必要な資格要件等はございますでしょうか。	資格要件は設定しておりません。本契約書第9条第2項に記載のとおりの人材を選出ください。なお、技術提案書にて保有資格を確認・評価します
8	4	2	9	2	業務責任者について	業務責任者が病気・研修・出張等により不在の際、代理人として事前に業務責任者としての要件を備える者を副業務責任者として代替させることは可能でしょうか。	可能です。
9	4	2	9	3	業務従事者について	現在、貴施設における維持管理業務における業務従事者の人数についてご教示ください。	現包括委託の人数については事業者のノウハウとなりますので提示はできませんが、直営時の人員配置としては課長：1名、係長：3名、事務等：3名、現業職21名計28名となります。
10	4	2	9	3	業務従事者について	現在、貴施設における維持管理業務における業務従事者の業務担当人員もしくは班員構成についてご教示下さい。	No. 9を参照。
11	5	14	1		業務履行計画書の策定について	業務履行計画書は、維持管理の事業期間を通じた全体計画との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	左記のご理解の通りです。業務履行計画書を要求水準書と同じ事業実施計画書に統一します。
12	5	14	1		業務履行計画書の策定について	業務履行計画書は、要求水準書（案）では事業実施計画書と記載されております。同じ計画との理解ですが、どちらの名称が正しいでしょうか。ご教示ください。	No. 11を参照。
13	5	14	1		業務履行計画書の提出期限について	業務履行計画書の貴市との協議開始時期及び貴市への提出期限について、ご教示ください。	No. 11及び要求水準書に関する質問への回答書No. 138、139を参照。
14	5	14	3		年間及び月間業務実施計画書の提出期限について	年間及び月間業務実施計画書について、それぞれの貴市への提出期限について、ご教示ください。	要求水準書に関する質問への回答書No. 138、139を参照。
15	6	18			第18条 修繕等	ある年度に68,000千円の上限で予算を組んだ場合、前年度からの繰越金があった場合は、上限（68,000千円）を超える修繕費が必要となった場合は繰り越し分も含めた金額が上限額となるのでしょうか。	修繕費は上限の68,000千円/年を見込んでいただく形となります。下回った場合は次年度に繰り越しとし、繰り越した金額を加算した上限額となります。
16	6	18	2		修繕等	13年間合計の、機器・設備等の修繕、修繕工事の実施に係る費用、（68百万円×13年）884百万円は提案上限額の内数でしょうか。精算する事が前提にある場合、提案上限額の内数として意図されていない可能性も鑑み質問させて頂きます。	提案上限額の内数となります。
17	6	18	3		修繕等	18条3項にて、「当該運営年度末に残額がある場合は翌年度に繰越し、最終年度に清算する。」という文言の意味の確認ですが、仮に13年間合計の、機器・設備等の修繕、修繕工事の実施に係る費用が、（68百万円×13年）884百万円を下回った場合、その差額が最終年度の委託料から減額される理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答書No. 166を参照。
18	6	2	19		ユーティリティ等の調達について	薬品や燃料等については、受注者が各企業と契約を交わし、第19条に定める内容に即して発注者の承諾を得るという理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
19	6	18	2		機器・設備等の修繕、修繕工事の実施に係る費用について	修繕、修繕工事の実施に係る費用の年間合計が、68,000,000円（税抜き）と記載されています。この金額には、汎用工具、消耗品や材料を用いた簡易な補修及び修理費も含むとの認識で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。

20	6	2	19	1	ユーティリティの調達	19条1項にて通信（施設間専用線等）を受注者が調達することとありますが、浄水場間の通信線及び設置費用は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	含まれます。
21	7	20	1		性能保証について	「受注者は、発注者に対し、業務期間を通じ要求水準書等に定める供給水量、水質及びその他の性能を保証する。」とありますが、具体的な性能保証値について、ご教示ください。	要求水準書に記載のとおりです。
22	8	3	26	2	セルフモニタリング	モニタリング実行責任者は現場従事者以外を選任することも可能でしょうか。	可能です。
23	8	3	26	3	セルフモニタリング	セルフモニタリングのモニタリングメンバーとして選出する水道浄水施設管理技術士1級資格者と、水道技術管理者資格者は、それ以外に特段の要件はなく、事業者の提案事項と理解してよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
24	8	3	26	4	セルフモニタリング	第三者に委託する場合と同様の客観性、透明性が確保できれば、セルフモニタリングを第三者委託とすることに大きな優位性はないと理解してよろしいでしょうか。	事業者提案の内容になりますので優位性については回答できません。
25	8	3	25		業務記録の作成及び保管について	業務期間終了時に発注者へ引き渡す際に、引き渡し様式の指定等はございますでしょうか。	指定はありませんが、市と協議によるものとします。
26	8	3	26		セルフモニタリングについて	モニタリング実行責任者は、本件の定める業務に従事できるのであれば、他業務を兼任している者でよい、という理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
27	8	26	3		セルフモニタリングのメンバーについて	セルフモニタリングのメンバーとして、水道浄水施設管理技術士1級の資格者及び水道技術管理者の資格者の双方の資格者を組織すること、とのことですが、本業務は法定委託であることから、水道技術管理者資格保有者のみで組織することをお認め下さい。	技術上の観点から水道浄水施設管理技術士1級の有資格者を、水道法定委託の観点から水道技術管理者の有資格者をメンバーにしております。維持管理業務委託契約書（案）第26条 セルフモニタリング第4項に第三者への委託等を規定しております。
28	8	28	2		書類検査の内容について	「発注者は、書類検査及び現地検査により、委託業務の実施状況を確認する。」とのことですが、書類検査（モニタリング）の具体的な確認内容について、ご教示ください。	維持管理業務委託契約書（案）第33条 業務の検査等に記載の検査に準じて行われます。
29	10				第35条 水量の変動等に基づく委託料の調整について	「配水量や原水水質の変動等により…委託料の額の変更を請求することができる」とございますが、委託料の変更金額については、要求水準書P57第3章 3.2 10)エ)（ウ）の過去の使用量実績の平均値を基準として、±10%を超えた範囲と理解してよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
30	10	34			委託料の支払い	35条、36条が適用されて、委託料が変更された場合の支払ですが、適用翌月から、委託料が変更されて支払われるという理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
31	10	36			物価の変動等に基づく委託料の変更	36条にて、委託料の額が著しく不当となった際には、委託料の額の変更を請求する事ができる、と記載されておりますが、その具体的な判断基準が示されていないと窺われます。一方で、募集要項P34の9.6項にて、物価変動による工事費の変更にて、1,000分の15を超えた場合、工事費の変更に応じる、といった規定となっております。また、請負代金の変更の参考として、100分の1を超えた分を調整する旨、記載がされております。同様の定量基準にて、本契約の36条も委託料の額の変更を請求することができる、と考えてもよろしいでしょうか。維持管理業務は、工事よりも更に長期にわたる契約であり、賃金又は物価は、工事期間中よりも大幅に変動する事が確実であり、同様の考え方を適用して頂く必要があると考えます。	維持管理業務委託契約書（案）を修正します。
32	11	4	38		委託料の減額について	維持管理という役務提供に対して委託料の減額を行うのはどういったケースを想定されているのかご教示ください（要求水準未達ではなく役務の一部がそもそも提供されなかった場合減額されるのでしょうか）。	要求水準未達を想定しています。役務の一部が提供されなかった場合において、要求水準未達となった場合は減額対象となります。
33	11	39			契約期間終了時の施設の確認	契約開始時と終了時には、本件施設の内容が、設計建設契約に伴い変更されている箇所があり、12条1項に基づき確認した内容と相違が発生するかと考えますが、現行の記載で大丈夫でしょうか。	本事業において変更がされていない施設について本条に該当とします。
34	11	5	39		契約期間終了時の施設の確認について	当該施設の維持管理業務が開始する令和4年4月1日時点の施設状況と、設計建設業務の履行完了時で異なる状況が考えられます。令和4年の開始時と設計建設業務の引き渡し状況が反映された状態が令和17年3月31日の契約終了時の確認の基準になるのではないのでしょうか。	No. 33を参照。
35	14	6	53		不可抗力による損害について	発注者へ通知する際の書面に関して様式等は受注者側で作成し提出するという理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
36	17	63	1		紛争の解決について	この約款の（後略）とありますが、「この約款の」を「この契約の」と読み換える理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務委託契約書（案）を修正します。
37	21	別紙2	1/3	16~22	リスク分担表（案） 1/3：共通事項(1)、No. 16~22、段階：共通、リスクの種類：社会について	住民対応や環境問題で今回の処理場並びにその周辺で既に指摘されている問題点がございましたら、ご教示ください。	設計建設業務請負契約書（案）に関する質問への回答書No. 60を参照。



38	22	別紙 2				リスク分担表(案) 2/3:共通 事項(2)	*3一定の割合を超える費用負担は発注者、それ以外は受注者が負担とし、と記載されている通り、一定の割合を維持管理業務委託契約書において明示して頂きますと幸いです。	維持管理業務委託契約書(案)を修正します。
39	22	別紙 2				リスク分担表(案) 2/3:共通 事項(2)	物価変動についての※3～その割合は設計建設工事請負契約書(案)及び維持管理業務委託契約書(案)において定めるとされていますが、具体的な算定式は設計建設工事請負契約書(案)に明記されている変更前残工事代金との差額が1000分の15を超える分につき、請負代金の変更にに応じていただけたらと、維持管理業務委託契約書(案)には具体的な式が明記されていない点を同様の考え方としてよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
40	22	別紙 2				リスク分担表(案) 2/3:共通 事項(2)	維持管理業務委託における物価変動について、1000分の15を超える分の請負代金の変更にに応じていただけたらと、月次の調整と理解してよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
41	22	別紙 2	2/3	35		リスク分担表(案) 2/3:共通 事項(2)、No.35、段階:共通、 リスクの種類:情報漏洩につ いて	受注者の従業員個人情報だけでなく、技術情報等の秘密情報全般についても追加して頂けませんでしょうか。	設計建設業務請負契約書(案)に関する質問への回答書No.61を参照。
42	22	別紙 2				不可抗力における発注者と受注 者の負担割合について	リスク分担表(案)No44の不可抗力の負担について、※3には、「一定の割合を超える費用負担は発注者、それ以外は受注者が負担とし、その割合は設計建設工事請負契約書(案)及び維持管理業務委託契約書(案)において定める」とありますが、維持管理業務委託契約書(案)に負担割合についての記載が窺えません。不可抗力における負担割合について、ご教示ください。	No.38を参照。
43	23	別紙 2				リスク分担表(案) 3/3:維持 管理	施設の契約不適合によるものについては、受注者に●がついておりますが、これは、設計・建設請負JVが負担するものであり、維持管理JVが負担するものではない、という理解で宜しいでしょうか?リスク分担:維持管理と記載されているのと、本契約は維持管理業務委託契約である為、念の為確認するものです。	左記のご理解の通りです。
44	23	別紙 2				リスク分担表(案) 3/3 維持管理費の増大	原水の濁度、色度、臭気の恒常的な水質変化による薬品費の増大は発注者の負担となっていますが、要求水準書では0%以上+10%未満の差額は調整されない算定式となっています。水質変化は水量変化等による薬品費の調整算定式とは別の判断ができるとして理解してよろしいでしょうか。	水量や水質変化により薬品注入の調整が必要となるため、薬品費の調整算定式を設けています。
45	23	別紙 2				リスク分担表(案) 3/3 維持管理費の増大	計画水量を超過したことによる維持管理費の増大について、薬品受入頻度や、汚泥処理、槽清掃頻度の増加等、薬品使用量のみならず対応人工の増加を含めて全体費用の増大を指すと理解してよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
46	23	別紙 2				リスク分担表(案) 3/3 維持管理費の増大	設定した原水水質の超過により、施設の性能上、要求浄水水質を満足できない場合について、設定されていない項目物質が検出され、最新の知見などによって影響が懸念される場合も含めてよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。